# 自動車運送事業に係る交通事故対策検討会報告書(令和2年度) [第2分冊]

# 自動車運送事業用自動車事故統計年報

(自動車交通の輸送の安全にかかわる情報)(令和元年)

# 令和3年2月

国土交通省自動車局 自動車運送事業に係る交通事故対策検討会

# 自動車運送事業用自動車事故統計年報 (自動車交通の輸送の安全にかかわる情報) (令和元年)



令和3年2月 国土交通省 自動車局

# 目 次

1	事業用自動車の重大事故		
	用語の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		1
	主な改正経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		4
	自動車輸送統計における事業の種類別の総走行距離・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		5
	1. 重大事故の発生状況		
	(1) <b>発生状況</b> ·····		6
	(2) 重大事故発生状況の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		7
	(3) 事業用自動車 1 億走行キロ当たり重大事故件数等の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
	2. 事業の種類別の重大事故発生状況		Ū
	(1) 発生状況 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		q
	(2)事故に関わる車両の所属する営業所の位置(都道府県)別事故件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
	(3)事業の種類別の重大事故発生状況の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
	(4) 事業の種類別の事業用自動車1億走行キロ当たり重大事故件数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
	(5) 事業の種類別の死傷者数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		17
	(6)事業の種類別の死傷者数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
	(7) 事業の種類別の事業用自動車1億走行キロ当たり死者数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
	(8) 事故種類別の重大事故発生状況等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		<b></b>
	3. 原因別の重大事故発生状況         (1)発生状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		20
	(2) 事業の種類別の重大事故発生状況の推移(乗務員に起因するもの)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
	(3) 事業の種類別の事業用自動車1億走行キロ当たり重大事故件数の推移(乗務員に起因するもの	<b>)</b> ) · .	32
	(4) 事故の種類別の重大事故発生状況 (乗務員に起因するもの)		
	(ア) 転覆、転落事故・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
	(イ) 踏切事故 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
	(ウ) 衝突事故 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
	(エ) 車内事故 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
	(才) 死傷事故 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
	(カ) 運転者の健康状態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		46
	(5) 事故発生運転者の状況 (乗務員に起因するもの)		
	(ア) 事故発生運転者の年齢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
	(イ) 事故発生運転者の経験年数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
	(ウ) 事故発生運転者の事故発生以前1ヶ月間の休日日数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	;	50
	(エ) 事故発生運転者の事故発生までの乗務距離・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
	(才) 事故発生運転者の休日から事故までの勤務日数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
	(カ) 事故発生運転者の休日から事故日までの乗務距離の合計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	;	53
	(6) 車両故障に起因する重大事故発生状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	;	54
	4. 火災事故・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	;	57
	5. 危険物等積載車両の重大事故発生状況		
	(1)危険物等積載車両の重大事故発生状況の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
	(2) 積載物品別の重大事故発生状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
	(3)事故種類別の重大事故発生状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	;	59
	6. 高速道路等における重大事故発生状況		
	(1) 発生状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
	(2) 高速道路等における事業の種類別の重大事故発生状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
	(3) 事故種類別の重大事故発生状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
	(4) 事業の種類別、道路の種類別の死傷者数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1	63
	(5) 乗務員に起因する重大事故発生状況		
	(ア) 事業の種類別の重大事故発生状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1	65
	(イ) 事業の種類別、道路の種類別の重大事故発生状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
	(ウ) 事故種類別、道路の種類別の重大事故発生状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	!	69

#### 1 事業用自動車の重大事故

本書で扱う事故は、自動車事故報告規則(昭和26年12月20日運輸省令第104号) (以下「事故報告規則」という。)に基づき自動車運送から報告された事故の統計である。

#### 用語の定義

- 1.「重大事故」とは、事故報告規則 第2条に規定する事故をいう。具体的には、以下の項目に該当する事故をいう。
- (1) 自動車が転覆し、転落し、火災(積載物品の火災を含む。以下同じ。)を起こし、又は 鉄道車両(軌道車両を含む。以下同じ。)と衝突し、若しくは接触したもの
- (2) 10台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの
- (3) 死者又は重傷者(自動車損害賠償保障法施行令(昭和30年政令第286号)第5条 第2号又は第3号に掲げる傷害を受けた者をいう。以下同じ。)を生じたもの
- (4) 10人以上の負傷者を生じたもの
- (5) 自動車に積載された次に掲げるものの全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたも の
  - ①消防法(昭和23年法律第186号)第2条第7項に規定する危険物
  - ②火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第2条第1項に規定する火薬類
  - ③高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第2条に規定する高圧ガス
  - ④原子力基本法(昭和30年法律第186号)第3条第2号に規定する核燃料物質及びそれによって汚染された物
  - ⑤放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号) 第2条第2項に規定する放射性同位元素及びそれによって汚染された物又は同条第4項 に規定する放射線発生装置から発生した同条第一項に規定する放射線によって汚染され た物
  - ⑥シアン化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政令第261号)別表第2に掲げる毒物又は劇物
  - ⑦道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第47条第1項第3号に規定 する品名の可燃物
- (6) 自動車に積載されたコンテナが落下したもの
- (7) 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第5条第4号に掲げる傷害が生じたもの
- (8) 酒気帯び運転(道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条第1項の規定に違 反する行為をいう。以下同じ。)、無免許運転(同法第64条の規定に違反する行為をい う。)、大型自動車等無資格運転(同法第85条第5項から第9項までの規定に違反する

行為をいう。) 又は麻薬等運転(同法第117条の2第3号の罪に当たる行為をいう。) を 伴うもの

- (9) 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの
- (10) 救護義務違反(道路交通法第117条の罪に当たる行為をいう。以下同じ。) があった もの
- (11) 自動車の装置(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第41条各号に掲げる 装置をいう。)の故障(以下単に「故障」という。)により、自動車が運行できなくなった もの
- (12) 車輪の脱落、被牽引自動車の分離を生じたもの(故障によるものに限る。)
- (13) 橋脚、架線その他の鉄道施設(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第8条第1項 に規定する鉄道施設をいい、軌道法(大正10年法律第76号)による軌道施設を含む。) を損傷し、3時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの
- (14) 高速自動車国道(高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第4条第1項に規定する高速自動車国道をいう。)又は自動車専用道路(道路法(昭和27年法律第180号) 第48条の4に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ。)において、3時間以上自動車の通行を禁止させたもの
- (15) 前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの
- 2. 事故種類の定義は次のとおりとする。

「転覆」当該自動車が道路上において路面と35度以上傾斜したとき。

「転落」当該自動車が道路外に転落した場合で、その落差が〇.5メートル以上のとき。

「路外逸脱」当該自動車の車輪が道路(車道と歩道の区別のある場合は、車道)外に逸脱した場合で、「転落」以外のとき。

「火災」当該自動車又は積載物品に火災が生じたとき。

「踏切」当該自動車が踏切において、鉄道車両と衝突し、又は接触したとき。

「衝突」当該自動車が鉄道車両、トロリーバス、自動車、原動機付自転車、荷牛馬車、家屋その他の物件に衝突し、又は接触したとき。

「死傷」当該自動車により通行人(自転車に乗って通行している者を含む。)等当該自動車に 乗車していない者が死亡又は重傷となったとき。

※死亡及び重傷の定義は次のとおり

「死亡」事故発生後24時間以内に死亡したもの。

「重傷」自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号又は第3号に掲げる傷害を受けたもの。

- イ 脊柱の骨折
- ロ 上腕又は前腕の骨折
- ハ 内蔵の破裂
- 二 病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が30日以上のもの
- ホ 14日以上病院に入院することを要する傷害

「危険物等」当該自動車に積載された一定の危険物、火薬類、高圧ガス、核燃料物質、放射性 同位元素、毒物、劇物、可燃物が全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたもの。また、 コンテナが落下したもの。

「車内」操縦装置又は乗降口の扉を開閉する装置の不適切な操作により、旅客 (乗降する際の旅客を含む)が死傷させたとき。

「健康起因」運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの。

「車両故障」当該自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの。

「その他」自動車事故の発生の防止を図るため国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示 したもの。

- 3.「車両故障に起因するもの」とは、車両故障に起因して発生したすべての事故をいう。たとえば車両故障により火災が発生したものも含まれる。転覆、転落、路外逸脱、衝突等についても同じ。
- 4.「乗務員に起因するもの」とは、事故報告規則に基づく報告において、事故の主たる原因 が乗務員に起因する事故とされているものをいう。
- 5. 事業の種類の定義は次のとおりとする。

「乗合」一般乗合旅客自動車運送事業者をいう。

「貸切」一般貸切旅客自動車運送事業者をいう。

「貸切等」一般貸切旅客自動車運送事業者及び特定旅客自動車運送事業者をいう。

「特定」特定旅客自動車運送事業者をいう。

「ハイ・タク」一般乗用旅客自動車運送事業者をいう。

「トラック」貨物自動車運送事業者(貨物軽自動車運送事業者を除く。)及び特定第二種貨物 利用運送事業者をいう。

#### 主な改正経緯

平成13年 5 月:報告対象として以下を追加した。

- ①車内事故
- ②健康起因によるもの
- ③危険物等運搬車両による事故
- ④国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの 報告対象から当該自動車、積載貨物、家屋その他の物件に与えた損害 の総額が200万円を超えるものの報告を削除した。

平成 1 7年 2 月:自動車の装置の故障により運行できなくなったもの(車両故障)に係る報告対象を、「かじ取り装置」「制動装置」「車枠」「車軸」「車輪(タイヤを除く。)」「シャシばねの破損又は脱落」から道路運送車両法第41条各号に掲げる「原動機及び動力伝達装置」「操縦装置」「燃料装置及び電気装置」など全ての装置に拡大した。

平成21年12月:報告対象について以下のとおり追加又は見直しを行った。

- ①10台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの
- ②10人以上の負傷者を生じたもの
- ③自動車に積載されたコンテナが落下したもの
- 4.酒気帯び運転、麻薬等運転等を伴うもの
- ⑤救護義務違反があったもの
- ⑥車輪の脱落、被牽引車の分離の故障を生じたもの
- ⑦鉄道施設を損傷し、3時間以上列車の運転を休止させたもの
- ⑧高速自動車国道又は自動車専用道路を、3時間以上通行止めにさせ たもの

#### 自動車輸送統計における事業の種類別の総走行距離

(億km)

			, , ,
乗合バス	貸切バス等	ハイ・タク	トラック
28. 96959	16. 28838	164. 29964	692. 03737
29. 24444	16. 49602	160. 91037	693. 44313
29. 51699	16. 68243	161. 74335	706. 52403
30. 08903	16. 74217	160. 99999	728. 97444
30. 28566	16. 98226	154. 04983	716. 06634
30. 15339	17. 29257	152. 62520	708. 28793
30. 13347	17. 08699	151. 99604	731. 03375
30. 19816	16. 98421	149. 32994	740. 59234
30. 53115	17. 10822	143. 36210	729. 98534
30. 41985	16. 68340	139. 18265	695. 68246
30. 34875	16. 94192	133. 10804	675. 84997
30. 12231	15. 15831	116. 36741	603. 72738
30. 39940	16. 19459	114. 83312	607. 44598
30. 53246	15. 48924	111. 42584	593. 08179
31. 19023	14. 62097	108. 80590	596. 52443
31. 75681	13. 78075	105. 43922	597. 12331
31. 52204	13. 01638	100.06090	596. 23015
31. 29909	12. 59598	96. 73963	596. 00850
30. 22531	12. 13446	91. 54481	598. 85517
30. 30700	12. 07720	85. 13983	601. 13441
	28. 96959 29. 24444 29. 51699 30. 08903 30. 28566 30. 15339 30. 13347 30. 19816 30. 53115 30. 41985 30. 34875 30. 12231 30. 39940 30. 53246 31. 19023 31. 75681 31. 52204 31. 29909 30. 22531	28. 96959	28. 96959       16. 28838       164. 29964         29. 24444       16. 49602       160. 91037         29. 51699       16. 68243       161. 74335         30. 08903       16. 74217       160. 99999         30. 28566       16. 98226       154. 04983         30. 15339       17. 29257       152. 62520         30. 13347       17. 08699       151. 99604         30. 19816       16. 98421       149. 32994         30. 53115       17. 10822       143. 36210         30. 41985       16. 68340       139. 18265         30. 34875       16. 94192       133. 10804         30. 12231       15. 15831       116. 36741         30. 39940       16. 19459       114. 83312         30. 53246       15. 48924       111. 42584         31. 19023       14. 62097       108. 80590         31. 75681       13. 78075       105. 43922         31. 52204       13. 01638       100. 06090         31. 29909       12. 59598       96. 73963         30. 22531       12. 13446       91. 54481

- (注) 1. 平成 18 年以前は、年度(4月~3月)、平成19 年以降は暦年(1月~12月)とした。
  - 2. 走行キロの調査については「自動車輸送統計月報 付表 (1) 燃料消費量及び走行キロ等」から用いている。
  - 3. 本表の平成22年10月以降は新統計数値となっているため、平成21年以前の数値とは、時系列上の連続性が担保されない。(以下、走行距離が関わる項目についてはすべて同様)

#### 1. 重大事故の発生状況

#### (1) 発生状況

令和元年中に事故報告規則に基づき報告があった事業用自動車の重大事故の件数及び死傷状況等は、以下のとおり、前年と比較して事故件数、死者数は減少し、重傷者数は増加した。

令和元年中の重大事故発生状況 : 5, 076件(前年より373件減少)

このうち乗務員に起因するもの : 1, 787件(前年より150件減少)

令和元年中の重大事故による死者数 : 616人(前年より 61人減少)

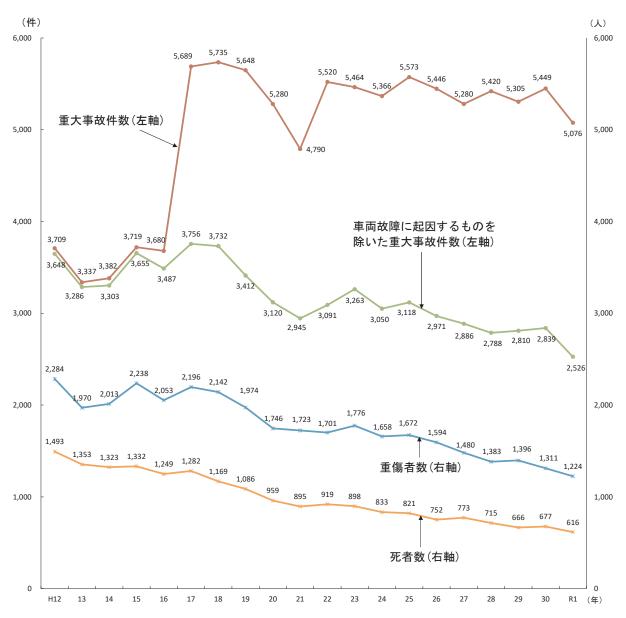
このうち乗務員に起因するもの : 350人(前年より 12人減少)

令和元年中の重大事故による重傷者数 : 1, 224人(前年より 87人減少)

このうち乗務員に起因するもの : 803人(前年より 22人減少)

#### (2) 重大事故発生状況の推移

事業用自動車の重大事故発生状況等の推移は、図1-1に示すとおり、令和元年中は前年と比較し事故件数、死者数、重傷者数ともに減少した。



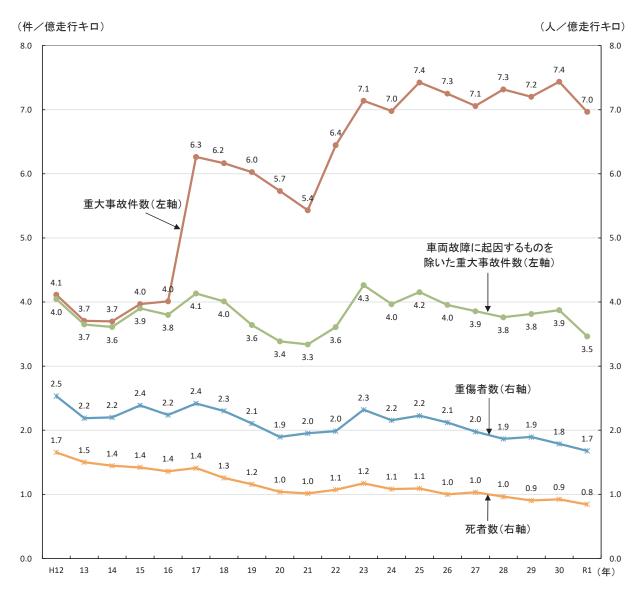
[図1-1] 事業用自動車の重大事故発生状況等の推移

- (注) 1. 平成 17 年 2 月に事故報告規則が改正され、自動車の装置の故障により運行できなくなったもの(車両故障)に係る報告対象が、「かじ取り装置」、「制動装置」などから全ての装置に拡大されている。
  - 2. 車両故障に起因するものとは、車両故障に起因して発生したすべての事故をいう。

#### (3) 事業用自動車 1 億走行キロ当たり重大事故件数等の推移

事業用自動車1億走行キロ当たりの重大事故件数等の推移は、図1-2に示すとおり、令和元年中は前年と比較し事故件数、死者数、重傷者数ともに減少した。

[図1-2] 事業用自動車1億走行キロ当たり重大事故件数等の推移



- (注) 1. 平成 17 年 2 月に事故報告規則が改正され、自動車の装置の故障により運行できなくなったもの(車両故障)に係る報告対象が、「かじ取り装置」、「制動装置」などから全ての装置に拡大されている。
  - 2. 走行キロは、自動車輸送統計・自動車燃料消費量調査から引用している。
  - 3. 車両故障に起因するものとは、車両故障に起因して発生したすべての事故をいう。

#### 2. 事業の種類別の重大事故発生状況

#### (1) 発生状況

令和元年中の重大事故発生状況等を事業の種類別にみると、表 2 - 1 に示すとおり、すべての事業の種類別において減少した。

また、事業の種類別の重大事故発生件数は図2-1に示すとおり、乗合バスが最も多く、 次にトラックが多くなっている。また、旅客自動車運送事業における事業の種類別の重大 事故により死傷した乗客数は表2-2に示すとおりであり、ハイ・タクで2名の死亡を伴 う事故が発生している。

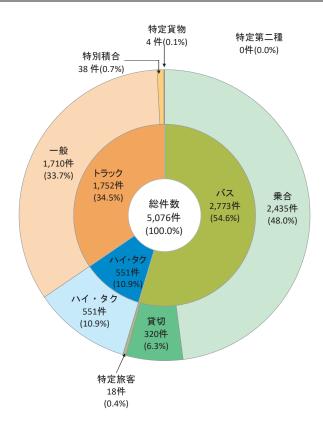
〔表2-1〕 事業の種類別の重大事故発生状況等

			内訳		バス			1 = 5	=1		
項目			乗合 貸切		特定	ハイ・タク	トラック	計			
件				数	(件)	2,435 ( -169 )	320 ( -19 )	18 ( -1 )	551 ( -18 )	1,752 ( -166 )	5,076 ( -373 )
車両故 除 い			<sup>-</sup> るも 故 件		(件)	553 ( -66 )	74 ( -6 )	4 ( -2 )	533 ( -16 )	1,362 ( -223 )	2,526 ( -313 )
乗 務 事	員 l 故		因 す 件	ト る 数	(件)	437 ( -58 )	49 ( ±0 )	3 ( -2 )	422 ( -9 )	876 ( -81 )	1,787 ( -150 )
	死	1	首	数	(人)	17 ( -15 )	14 ( +2 )	1 ( +1)	85 ( +10 )	499 ( -59 )	616 ( -61 )
死 傷	重	傷	者	数	(人)	234 ( +10 )	37 ( -5 )	1 ( -3 )	376 ( -31 )	576 ( -58 )	1,224 ( -87 )
状 況	軽	傷	者	数	(人)	446 ( -62 )	109 ( -4 )	0 ( -13 )	183 ( +17 )	781 ( -9 )	1,519 ( -71 )
		Ē	†		(人)	697 ( -67 )	160 ( -7 )	2 ( -15 )	644 ( -4 )	1,856 ( -126 )	3,359 ( -219 )

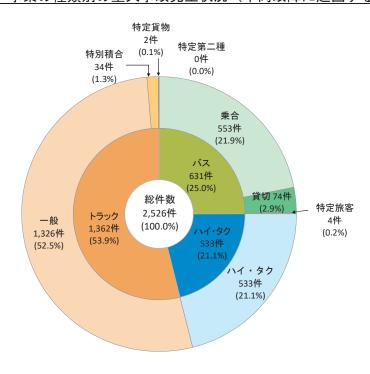
<sup>※( )</sup>内の数値は、前年増減数

(注) 車両故障に起因するものとは、車両故障に起因して発生したすべての事故をいう。

〔図2-1-1〕 事業の種類別の重大事故発生状況



「図2-1-2」 事業の種類別の重大事故発生状況(車両故障に起因するものを除く)



(注) 車両故障に起因するものとは、車両故障に起因して発生したすべての事故をいう。

[表2-2] 旅客自動車運送事業における事業の種類別の重大事故により死傷した乗客数

			内	引訳		バス	ハイ・タク	計	
項目	項目		乗合		貸切	特定	ハイ・ダク	ĀI	
死 傷	死	者	数	(人)	0	0	0	2	2
場状	重	傷者	数	(人)	132	7	0	35	174
況		計		(人)	132	7	0	37	176

#### (2) 事故に関わる車両の所属する営業所の位置(都道府県) 別事故件数

[表2-3] 事故に関わる車両の所属する営業所の位置(都道府県)別事故件数

TX	(3) (25) (35) (10) (32) (20) (16) (7) (22) (19) (6) (9)
現 日   193 (3)	(25) (35) (10) (32) (20) (16) (7) (22) (19) (6) (9)
青 森 県       10 (24)       5 (19)       3 (31)       27 (28)       45         岩 手 県       0 (47)       0 (41)       3 (31)       31 (24)       34         宮 城 県       97 (9)       4 (21)       17 (8)       49 (10)       167         秋 田 県       7 (31)       0 (41)       3 (31)       30 (25)       40         山 形 県       10 (24)       2 (30)       4 (24)       37 (17)       53         福 島 県       31 (17)       9 (12)       5 (20)       37 (17)       82         茨 城 県       113 (7)       14 (8)       2 (39)       81 (5)       210         栃 木 県       6 (35)       1 (35)       4 (24)       40 (16)       15          10 (11)       3 (31)       35 (19)       57         埼 玉 県 78 (11)       27 (2)       18 (6)       108 (2)       231         千 葉 県 97 (9)       17 (6)       18 (6)       70 (7)       202         東 京 都 375 (1)       57 (1)       133 (1)       54 (9)       619         神 奈 川 県 319 (2)       15 (7)       39 (4)       61 (8)       434         新 潟 県 22 (21)       9 (12)       5 (20)       45 (13)       81         富 山 県 7 (31)       7 (	(25) (35) (10) (32) (20) (16) (7) (22) (19) (6) (9)
青         森         県         10         (24)         5         (19)         3         (31)         27         (28)         45           岩         手         県         0         (47)         0         (41)         3         (31)         31         (24)         34           宮         城         県         97         (9)         4         (21)         17         (8)         49         (10)         167           秋         田         県         7         (31)         0         (41)         3         (31)         30         (25)         40           山         形         県         10         (24)         2         (30)         4         (24)         37         (17)         53           福         島         県         13         (17)         9         (12)         5         (20)         37         (17)         53           描         島         県         113         (7)         14         (8)         2         (39)         81         (5)         210           ボ         馬         島         (27)         10         (11)         3         (31)         35         (19) <th>(25) (35) (10) (32) (20) (16) (7) (22) (19) (6) (9)</th>	(25) (35) (10) (32) (20) (16) (7) (22) (19) (6) (9)
岩 手 県         0 (47)         0 (41)         3 (31)         31 (24)         34           宮 城 県         97 (9)         4 (21)         17 (8)         49 (10)         167           秋 田 県         7 (31)         0 (41)         3 (31)         30 (25)         40           山 形 県         10 (24)         2 (30)         4 (24)         37 (17)         53           福 島 県         31 (17)         9 (12)         5 (20)         37 (17)         82           茨 城 県         113 (7)         14 (8)         2 (39)         81 (5)         210           栃 木 県 6 (35)         1 (35)         4 (24)         40 (16)         51           ボ 馬 県 9 (27)         10 (11)         3 (31)         35 (19)         57           埼 玉 県 78 (11)         27 (2)         18 (6)         108 (2)         231           干 葉 県 97 (9)         17 (6)         18 (6)         70 (7)         202           東 京 都 375 (1)         57 (1)         133 (1)         54 (9)         619           神 奈 川 県 319 (2)         15 (7)         39 (4)         61 (8)         434           新 潟 県 22 (21)         9 (12)         5 (20)         45 (13)         81           富 山 県 4 (41)         6 (15)         3 (31)	(35) (10) (32) (20) (16) (7) (22) (19) (6) (9)
宮 城 県         97 (9)         4 (21)         17 (8)         49 (10)         167           秋 田 県         7 (31)         0 (41)         3 (31)         30 (25)         40           山 形 県         10 (24)         2 (30)         4 (24)         37 (17)         53           福 島 県         31 (17)         9 (12)         5 (20)         37 (17)         82           茨 城 県         113 (7)         14 (8)         2 (39)         81 (5)         210           栃 木 県 6 (35)         1 (35)         4 (24)         40 (16)         51            10 (11)         3 (31)         35 (19)         57            27 (2)         18 (6)         108 (2)         231           千 葉 県 97 (9)         17 (6)         18 (6)         70 (7)         202           東 京 都 375 (1)         57 (1)         133 (1)         54 (9)         619           神 奈 川 県 319 (2)         15 (7)         39 (4)         61 (8)         434           新 湯 県 22 (21)         9 (12)         5 (20)         45 (13)         81           富 山 県 4 (41)         5 (19)         3 (31)         33 (21)         45           石 川 県 7 (31)         7 (14)         2 (39)         19	(10) (32) (20) (16) (7) (22) (19) (6) (9)
秋 田 県 7 (31) 0 (41) 3 (31) 30 (25) 40	(20) (16) (7) (22) (19) (6) (9)
形 県 10 (24) 2 (30) 4 (24) 37 (17) 53	(16) (7) (22) (19) (6) (9)
大	(7) (22) (19) (6) (9)
括   末   県   6 (35)	(22) (19) (6) (9)
群 馬県県 9 (27)     10 (11)     3 (31)     35 (19)     57       埼 玉県 78 (11)     27 (2)     18 (6)     108 (2)     231       干葉県 97 (9)     17 (6)     18 (6)     70 (7)     202       東京都 375 (1)     57 (1)     133 (1)     54 (9)     619       神奈川県 319 (2)     15 (7)     39 (4)     61 (8)     434       新潟県 22 (21)     9 (12)     5 (20)     45 (13)     81       富山県 4 (41)     5 (19)     3 (31)     33 (21)     45       石川県 7 (31)     7 (14)     2 (39)     19 (33)     35       福井県 2 (46)     0 (41)     2 (39)     17 (36)     21       山梨県 4 (41)     6 (15)     4 (24)     20 (31)     34       長野県 11 (22)     3 (25)     4 (24)     34 (20)     52       岐阜県 10 (24)     4 (21)     3 (31)     26 (29)     43       静岡県 61 (12)     14 (8)     9 (15)     49 (10)     133       愛知県 167 (5)     22 (4)     16 (9)     96 (3)     301       三重県 月 6 (35)     0 (41)     2 (39)     12 (40)     20       京都府 161 (6)     3 (25)     14 (12)     29 (26)     207       大阪府 180 (4)     25 (3)     41 (3)     91 (4)     337       兵庫県 53 (13)     13 (10)<	(19) (6) (9)
	(6) (9)
千 葉 県 97 (9)       17 (6)       18 (6)       70 (7)       202         東 京 都 375 (1)       57 (1)       133 (1)       54 (9)       619         神 奈 川 県 319 (2)       15 (7)       39 (4)       61 (8)       434         新 潟 県 22 (21)       9 (12)       5 (20)       45 (13)       81         富 山 県 4 (41)       5 (19)       3 (31)       33 (21)       45         石 川 県 7 (31)       7 (14)       2 (39)       19 (33)       35         福 井 県 2 (46)       0 (41)       2 (39)       17 (36)       21         山 梨 県 4 (41)       6 (15)       4 (24)       20 (31)       34         長 野 県 11 (22)       3 (25)       4 (24)       34 (20)       52         岐 阜 県 10 (24)       4 (21)       3 (31)       26 (29)       43         静 岡 県 61 (12)       14 (8)       9 (15)       49 (10)       133         愛 知 県 167 (5)       22 (4)       16 (9)       96 (3)       301         三 重 県 4 (41)       6 (15)       3 (31)       33 (21)       46         滋 資 県 6 (35)       0 (41)       2 (39)       12 (40)       20         京 都 府 161 (6)       3 (25)       14 (12)       29 (26)       207         大 阪 府 180 (4)	(9)
東 京 都 375 (1)     57 (1)     133 (1)     54 (9)     619       神 奈 川 県 319 (2)     15 (7)     39 (4)     61 (8)     434       新 潟 県 22 (21)     9 (12)     5 (20)     45 (13)     81       富 山 県 4 (41)     5 (19)     3 (31)     33 (21)     45       石 川 県 7 (31)     7 (14)     2 (39)     19 (33)     35       福 井 県 2 (46)     0 (41)     2 (39)     17 (36)     21       山 梨 県 4 (41)     6 (15)     4 (24)     20 (31)     34       長 野 県 11 (22)     3 (25)     4 (24)     34 (20)     52       岐 阜 県 10 (24)     4 (21)     3 (31)     26 (29)     43       静 岡 県 61 (12)     14 (8)     9 (15)     49 (10)     133       愛 知 県 167 (5)     22 (4)     16 (9)     96 (3)     301       三 重 県 4 (41)     6 (15)     3 (31)     33 (21)     46       滋 賀 県 6 (35)     0 (41)     2 (39)     12 (40)     20       京 都 府 161 (6)     3 (25)     14 (12)     29 (26)     207       大 阪 府 180 (4)     25 (3)     41 (3)     91 (4)     337       兵 庫 県 53 (13)     13 (10)     13 (13)     41 (14)     14       和 歌 山 県     32 (16)     1 (35)     1 (44)     10 (43)     44 <th>` '</th>	` '
神 奈 川 県 319 (2) 15 (7) 39 (4) 61 (8) 434 新 潟 県 22 (21) 9 (12) 5 (20) 45 (13) 81 富 山 県 4 (41) 5 (19) 3 (31) 33 (21) 45 石 川 県 7 (31) 7 (14) 2 (39) 19 (33) 35 福 井 県 2 (46) 0 (41) 2 (39) 17 (36) 21 山 梨 県 4 (41) 6 (15) 4 (24) 20 (31) 34 長 野 県 11 (22) 3 (25) 4 (24) 34 (20) 52 岐阜県 10 (24) 4 (21) 3 (31) 26 (29) 43 静 岡 県 61 (12) 14 (8) 9 (15) 49 (10) 133 愛 知 県 167 (5) 22 (4) 16 (9) 96 (3) 301 三 重 県 4 (41) 6 (15) 3 (31) 33 (21) 46 滋 資 県 6 (35) 0 (41) 2 (39) 12 (40) 20 京 都 府 161 (6) 3 (25) 14 (12) 29 (26) 207 大 阪 府 180 (4) 25 (3) 41 (3) 91 (4) 337 兵 庫 県 53 (13) 13 (10) 13 (13) 41 (14) 120 奈 良 県 30 (18) 2 (30) 1 (44) 11 (41) 44 和 歌 山 県 32 (16) 1 (35) 1 (44) 10 (43) 44	–
新 潟 県     22 (21)     9 (12)     5 (20)     45 (13)     81       富 山 県 4 (41)     5 (19)     3 (31)     33 (21)     45       石 川 県 7 (31)     7 (14)     2 (39)     19 (33)     35       福 井 県 2 (46)     0 (41)     2 (39)     17 (36)     21       山 梨 県 4 (41)     6 (15)     4 (24)     20 (31)     34       長 野 県 11 (22)     3 (25)     4 (24)     34 (20)     52       岐 阜 県 10 (24)     4 (21)     3 (31)     26 (29)     43       静 岡 県 61 (12)     14 (8)     9 (15)     49 (10)     133       愛 知 県 167 (5)     22 (4)     16 (9)     96 (3)     301       三 重 県 4 (41)     6 (15)     3 (31)     33 (21)     46       滋 賀 県 6 (35)     0 (41)     2 (39)     12 (40)     20       京 都 府 161 (6)     3 (25)     14 (12)     29 (26)     207       大 阪 府 180 (4)     25 (3)     41 (3)     91 (4)     337       兵 庫 県 53 (13)     13 (10)     13 (13)     41 (14)     14       和 歌 山 県     32 (16)     1 (35)     1 (44)     10 (43)     44	(1)
富 山 県     4 (41)     5 (19)     3 (31)     33 (21)     45       石 川 県     7 (31)     7 (14)     2 (39)     19 (33)     35       福 井 県     2 (46)     0 (41)     2 (39)     17 (36)     21       山 梨 県     4 (41)     6 (15)     4 (24)     20 (31)     34       長 野 県     11 (22)     3 (25)     4 (24)     34 (20)     52       岐 阜 県     10 (24)     4 (21)     3 (31)     26 (29)     43       静 岡 県     61 (12)     14 (8)     9 (15)     49 (10)     133       愛 知 県     167 (5)     22 (4)     16 (9)     96 (3)     301       三 重 県     4 (41)     6 (15)     3 (31)     33 (21)     46       滋 賀 県     6 (35)     0 (41)     2 (39)     12 (40)     20       京 都 府 161 (6)     3 (25)     14 (12)     29 (26)     207       大 阪 府 180 (4)     25 (3)     41 (3)     91 (4)     337       兵 庫 県     53 (13)     13 (10)     13 (13)     41 (14)     120       奈 良 県     30 (18)     2 (30)     1 (44)     11 (41)     44       和 歌 山 県     32 (16)     1 (35)     1 (44)     10 (43)     44	(2)
石 川 県 7 (31) 7 (14) 2 (39) 19 (33) 35         福 井 県 2 (46) 0 (41) 2 (39) 17 (36) 21         山 梨 県 4 (41) 6 (15) 4 (24) 20 (31) 34         長 野 県 11 (22) 3 (25) 4 (24) 34 (20) 52         岐 阜 県 10 (24) 4 (21) 3 (31) 26 (29) 43         静 岡 県 61 (12) 14 (8) 9 (15) 49 (10) 133         愛 知 県 167 (5) 22 (4) 16 (9) 96 (3) 301         三 重 県 4 (41) 6 (15) 3 (31) 33 (21) 46         滋 賀 県 6 (35) 0 (41) 2 (39) 12 (40) 20         京 都 府 161 (6) 3 (25) 14 (12) 29 (26) 207         大 阪 府 180 (4) 25 (3) 41 (3) 91 (4) 337         兵 庫 県 53 (13) 13 (10) 13 (13) 41 (14) 120         奈 良 県 30 (18) 2 (30) 1 (44) 11 (41) 44         和 歌 山 県 32 (16) 1 (35) 1 (44) 10 (43) 44	(17)
福 井 県     2 (46)     0 (41)     2 (39)     17 (36)     21       山 梨 県     4 (41)     6 (15)     4 (24)     20 (31)     34       長 野 県     11 (22)     3 (25)     4 (24)     34 (20)     52       岐 阜 県     10 (24)     4 (21)     3 (31)     26 (29)     43       静 岡 県     61 (12)     14 (8)     9 (15)     49 (10)     133       愛 知 県     167 (5)     22 (4)     16 (9)     96 (3)     301       三 重 県     4 (41)     6 (15)     3 (31)     33 (21)     46       滋 賀 県     6 (35)     0 (41)     2 (39)     12 (40)     20       京 都 府 161 (6)     3 (25)     14 (12)     29 (26)     207       大 阪 府 180 (4)     25 (3)     41 (3)     91 (4)     337       兵 庫 県     53 (13)     13 (10)     13 (13)     41 (14)     120       奈 良 県     30 (18)     2 (30)     1 (44)     11 (41)     44       和 歌 山 県     32 (16)     1 (35)     1 (44)     10 (43)     44	(25)
山     梨     県     4     (41)     6     (15)     4     (24)     20     (31)     34       長     野     県     11     (22)     3     (25)     4     (24)     34     (20)     52       岐     阜     県     10     (24)     4     (21)     3     (31)     26     (29)     43       静     岡     県     61     (12)     14     (8)     9     (15)     49     (10)     133       愛     知     県     167     (5)     22     (4)     16     (9)     96     (3)     301       三     重     県     4     (41)     6     (15)     3     (31)     33     (21)     46       滋     賀     県     6     (35)     0     (41)     2     (39)     12     (40)     20       京     都     府     161     (6)     3     (25)     14     (12)     29     (26)     207       大     阪     府     180     (4)     25     (3)     41     (3)     91     (4)     337       兵     庫     県     33     (18)     2     (30)     1     (44)	(34)
長 野 県 11 (22)     3 (25)     4 (24)     34 (20)     52       岐 阜 県 10 (24)     4 (21)     3 (31)     26 (29)     43       静 岡 県 61 (12)     14 (8)     9 (15)     49 (10)     133       愛 知 県 167 (5)     22 (4)     16 (9)     96 (3)     301       三 重 県 4 (41)     6 (15)     3 (31)     33 (21)     46       滋 賀 県 6 (35)     0 (41)     2 (39)     12 (40)     20       京 都 府 161 (6)     3 (25)     14 (12)     29 (26)     207       大 阪 府 180 (4)     25 (3)     41 (3)     91 (4)     337       兵 庫 県 53 (13)     13 (10)     13 (13)     41 (14)     120       奈 良 県 30 (18)     2 (30)     1 (44)     11 (41)     44       和 歌 山 県 32 (16)     1 (35)     1 (44)     10 (43)     44	(43)
岐     阜     県     10     (24)     4     (21)     3     (31)     26     (29)     43       静     岡     県     61     (12)     14     (8)     9     (15)     49     (10)     133       愛     知     県     167     (5)     22     (4)     16     (9)     96     (3)     301       三     重     県     4     (41)     6     (15)     3     (31)     33     (21)     46       滋     賀     県     6     (35)     0     (41)     2     (39)     12     (40)     20       京     都     府     161     (6)     3     (25)     14     (12)     29     (26)     207       大     阪     府     180     (4)     25     (3)     41     (3)     91     (4)     337       兵     庫     県     53     (13)     13     (10)     13     (13)     41     (14)     120       奈     良     県     30     (18)     2     (30)     1     (44)     11     (41)     44       和     歌     山     県     32     (16)     1     (35)     1	(35)
静 岡 県 61 (12)     14 (8)     9 (15)     49 (10)     133       愛 知 県 167 (5)     22 (4)     16 (9)     96 (3)     301       三 重 県 4 (41)     6 (15)     3 (31)     33 (21)     46       滋 賀 県 6 (35)     0 (41)     2 (39)     12 (40)     20       京 都 府 161 (6)     3 (25)     14 (12)     29 (26)     207       大 阪 府 180 (4)     25 (3)     41 (3)     91 (4)     337       兵 庫 県 53 (13)     13 (10)     13 (13)     41 (14)     120       奈 良 県 30 (18)     2 (30)     1 (44)     11 (41)     44       和 歌 山 県 32 (16)     1 (35)     1 (44)     10 (43)     44	(21)
愛 知 県 167 (5)     22 (4)     16 (9)     96 (3)     301       三 重 県 4 (41)     6 (15)     3 (31)     33 (21)     46       滋 賀 県 6 (35)     0 (41)     2 (39)     12 (40)     20       京 都 府 161 (6)     3 (25)     14 (12)     29 (26)     207       大 阪 府 180 (4)     25 (3)     41 (3)     91 (4)     337       兵 庫 県 53 (13)     13 (10)     13 (13)     41 (14)     120       奈 良 県 30 (18)     2 (30)     1 (44)     11 (41)     44       和 歌 山 県 32 (16)     1 (35)     1 (44)     10 (43)     44	(30)
三     重     県     4     (41)     6     (15)     3     (31)     33     (21)     46       滋     賀     県     6     (35)     0     (41)     2     (39)     12     (40)     20       京     都     府     161     (6)     3     (25)     14     (12)     29     (26)     207       大     阪     府     180     (4)     25     (3)     41     (3)     91     (4)     337       兵     庫     県     53     (13)     13     (10)     13     (13)     41     (14)     120       奈     良     県     30     (18)     2     (30)     1     (44)     11     (41)     44       和     歌     山     県     32     (16)     1     (35)     1     (44)     10     (43)     44	(13)
滋     質     県     6     (35)     0     (41)     2     (39)     12     (40)     20       京     都     府     161     (6)     3     (25)     14     (12)     29     (26)     207       大     阪     府     180     (4)     25     (3)     41     (3)     91     (4)     337       兵     庫     県     53     (13)     13     (10)     13     (13)     41     (14)     120       奈     良     県     30     (18)     2     (30)     1     (44)     11     (41)     44       和     歌     山     県     32     (16)     1     (35)     1     (44)     10     (43)     44	(5)
京     都     府     161     (6)     3     (25)     14     (12)     29     (26)     207       大     阪     府     180     (4)     25     (3)     41     (3)     91     (4)     337       兵     庫     県     53     (13)     13     (10)     13     (13)     41     (14)     120       奈     良     県     30     (18)     2     (30)     1     (44)     11     (41)     44       和     歌     山     県     32     (16)     1     (35)     1     (44)     10     (43)     44	(23)
大     阪     府     180     (4)     25     (3)     41     (3)     91     (4)     337       兵     庫     県     53     (13)     13     (10)     13     (13)     41     (14)     120       奈     良     県     30     (18)     2     (30)     1     (44)     11     (41)     44       和     歌     山     県     32     (16)     1     (35)     1     (44)     10     (43)     44	(45)
兵庫県     53     (13)     13     (10)     13     (13)     41     (14)     120       奈良県     30     (18)     2     (30)     1     (44)     11     (41)     44       和歌山県     32     (16)     1     (35)     1     (44)     10     (43)     44	(8)
奈良県     30 (18)     2 (30)     1 (44)     11 (41)     44       和歌山県     32 (16)     1 (35)     1 (44)     10 (43)     44	(4)
和 歌 山 県 32 (16) 1 (35) 1 (44) 10 (43) 44	(14)
	(28)
局 取 県 9 (27) 0 (41) 1 (44) 11 (41) 21	(28)
島 根 県 25 (19) 4 (21) 7 (16) 10 (43) 46	(43)
	(23)
岡     山     県     44     (15)     4     (21)     7     (16)     48     (12)     103       広     島     県     109     (8)     1     (35)     13     (13)     41     (14)     164	(15) (11)
山 口 県 7 (31) 3 (25) 5 (20) 19 (33) 34	(35)
徳島県 6 (35) 1 (35) 3 (31) 8 (47) 18	(47)
香 川 県 5 (38) 1 (35) 7 (16) 32 (23) 45	(25)
愛媛県 5 (38) 2 (30) 4 (24) 17 (36) 28	(40)
高 知 県 5 (38) 0 (41) 4 (24) 18 (35) 27	(41)
福 岡 県 53 (13) 6 (15) 22 (5) 77 (6) 158	(12)
佐賀県7 (31) 2 (30) 2 (39) 9 (46) 20	(45)
長崎県25 (19) 3 (25) 16 (9) 17 (36) 61	(18)
熊 本 県 4 (41) 1 (35) 6 (19) 28 (27) 39	(33)
大 分 県 11 (22) 2 (30) 1 (44) 20 (31) 34	(35)
宮 崎 県 8 (30) 0 (41) 5 (20) 14 (39) 27	
鹿児島県 9 (27) 6 (15) 4 (24) 23 (30) 42	(41)
沖 縄 県 4 (41) 3 (25) 15 (11) 10 (43) 32	(41)
計 2,435 338 551 1,752 5,076	. ,

※数値横のカッコ内は順位

[表 2 - 4] 事故に関わる車両の所属する営業所の位置(都道府県)別事故件数 (車両故障に起因するものを除く)

事業の種類		バス		バス						=1		
項	目		[乗台		[貸切		ハイ・	タク	トラ、	ック	計	
北	海	道	35	(5)	8	(1)	52	(2)	90	(1)	185	(3)
青	森	県	4	(24)	2	(11)	3	(30)	22	(26)	31	(27)
岩	手	県	0	(46)	0	(31)	3	(30)	23	(24)	26	(31)
宮	城	県	11	(13)	1	(17)	17	(7)	32	(14)	61	(13)
秋	田	県	5	(19)	0	(31)	3	(30)	18	(30)	26	(31)
山	形	県	2	(35)	1	(17)	4	(24)	18	(30)	25	(33)
福	島	県	7	(15)	1	(17)	5	(20)	28	(16)	41	(17)
茨	城	県	7	(15)	4	(6)	2	(39)	65	(6)	78	(10)
栃	木	県	1	(38)	1	(17)	3	(30)	33	(13)	38	(18)
群	馬	県	3	(31)	1	(17)	3	(30)	25	(21)	32	(25)
埼	玉	県	21	(8)	5	(5)	17	(7)	71	(4)	114	(7)
千	葉	県	41	(4)	2	(11)	18	(6)	63	(7)	124	(6)
東	京	都	53	(2)	8	(1)	125	(1)	39	(10)	225	(1)
神	奈 川	県	52	(3)	1	(17)	37	(4)	48	(8)	138	(4)
新	澙	県	4	(24)	0	(31)	5	(20)	28	(16)	37	(19)
富	山	県	4	(24)	1	(17)	3	(30)	21	(27)	29	(30)
石	Ш	県	1	(38)	0	(31)	2	(39)	15	(34)	18	(43)
福	井	県	2	(35)	0	(31)	2	(39)	15	(34)	19	(40)
山	梨	県	1	(38)	2	(11)	4	(24)	14	(37)	21	(38)
長	野	県	4	(24)	1	(17)	4	(24)	24	(23)	33	(23)
岐	阜	県	6	(17)	0	(31)	3	(30)	23	(24)	32	(25)
静	岡	県	27	(6)	4	(6)	8	(15)	40	(9)	79	(9)
愛	知	県	110	(1)	6	(4)	14	(11)	74	(3)	204	(2)
三	重	県	3	(31)	1	(17)	3	(30)	26	(18)	33	(23)
滋	賀	県	5	(19)	0	(31)	2	(39)	12	(40)	19	(40)
京	都	府	9	(14)	0	(31)	14	(11)	26	(18)	49	(15)
<u>大</u>	阪	府	5	(19)	8	(1)	41	(3)	76	(2)	130	(5)
<u>兵</u>	庫	県	12	(12)	2	(11)	13	(13)	35	(12)	62	(12)
奈	良	県	23	(7)	1	(17)	1	(44)	10	(41)	35	(20)
和	歌 山	県	0	(46)	0	(31)	1	(44)	8	(44)	9	(47)
鳥	取	県	1	(38)	0	(31)	1	(44)	8	(44)	10	(46)
島田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	根	県	4	(24)	0	(31)	6	(18)	9	(43)	19	(40)
岡	<u>山</u>	県	6	(17)	1	(17)	7	(16)	37	(11)	51	(14)
<u>広</u> 山	島	県	18	(10)	1	(17)	13	(13)	32	(14)	64	(11)
徳	<u>口</u> 島	県県	2	(35)	0	(11)	5 3	(20)	15	(34)	24	(34)
香	<u>与</u> 川	県	1	(38)	0	(31)	7	(30) (16)	7	(46)	34	(45)
<u></u> 愛	媛	県		(38)		(31)		(= -)	26	(18)		(22)
高	<u>媛</u> 知	県	1	(38)	0	(31)	4	(24)	17	(32)	23	(37)
福	岡	県	19	(9)	3	(8)	22	(5)	67	(33) (5)	111	(8)
佐	凹 賀	県	4	(24)	0	(31)	2	(39)	6	(47)	12	(44)
長	<u>貝</u> 崎	県	17	(11)	3	(8)	16	(9)	13	(39)	49	(15)
熊	本	県	3	(31)	1	(17)	6	(18)	25	(21)	35	(20)
大	分	県	4	(24)	0	(31)	1	(44)	19	(28)	24	(34)
宮	<u> </u>	県	5	(19)	0	(31)	5	(20)	19	(37)	24	(34)
鹿		県	5	(19)	2	(11)	4	(24)	19	(28)	30	(29)
沖	<u>光 岛</u> 縄	県	3	(31)	3	(8)	15	(10)	10	(41)	31	(27)
7.1	計	까	553	(21)	78	(0)	533	(10)	1,362	(+±)	2,526	(41)
		_	 コ内は順	/_	/ 0		333		1,302		۷,۵۷۵	

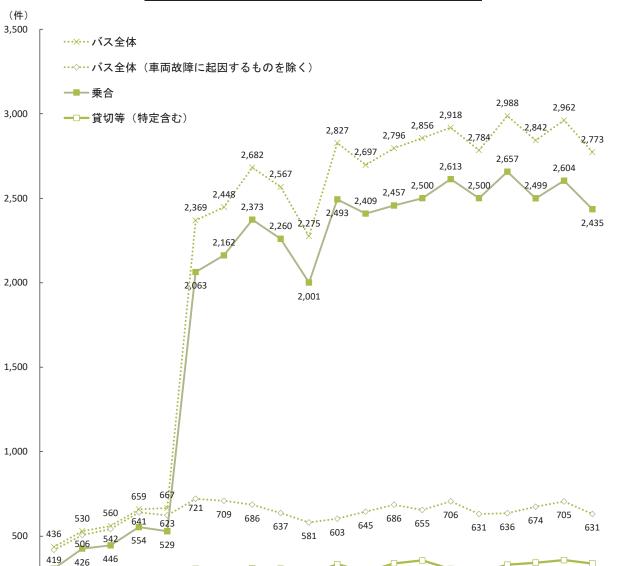
<sup>※</sup>数値横のカッコ内は順位

(注) 車両故障に起因するものとは、車両故障に起因して発生したすべての事故をいう。

#### (3) 事業の種類別の重大事故発生状況の推移

H12

事業の種類別の重大事故発生状況の推移は、図2-2-1から図2-2-3に示すとおり、令和元年中の事故発生件数は、前年と比較しすべての事業の種類別で減少した。



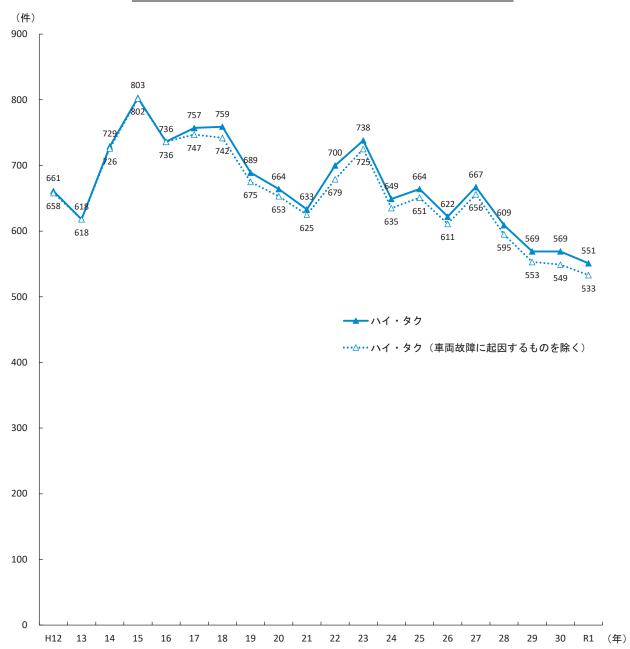
[図2-2-1] バスの重大事故発生状況の推移

(注) 1. 平成 17 年 2 月に事故報告規則が改正され、自動車の装置の故障により運行できなくなったもの(車両故障)に係る報告対象が、「かじ取り装置」、「制動装置」などから全ての装置に拡大されている。

R1 (年)

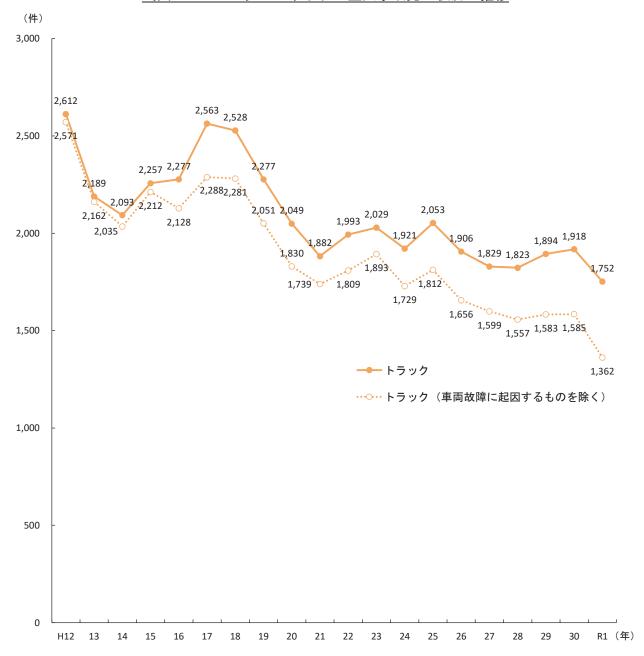
2. 車両故障に起因するものとは、車両故障に起因して発生したすべての事故をいう。

#### 〔図2-2-2〕 ハイ・タクの重大事故発生状況の推移



- (注) 1. 平成 17 年 2 月に事故報告規則が改正され、自動車の装置の故障により運行できなくなったもの(車両故障)に係る報告対象が、「かじ取り装置」、「制動装置」などから全ての装置に拡大されている。
  - 2. 車両故障に起因するものとは、車両故障に起因して発生したすべての事故をいう。

#### 〔図2-2-3〕 トラックの重大事故発生状況の推移

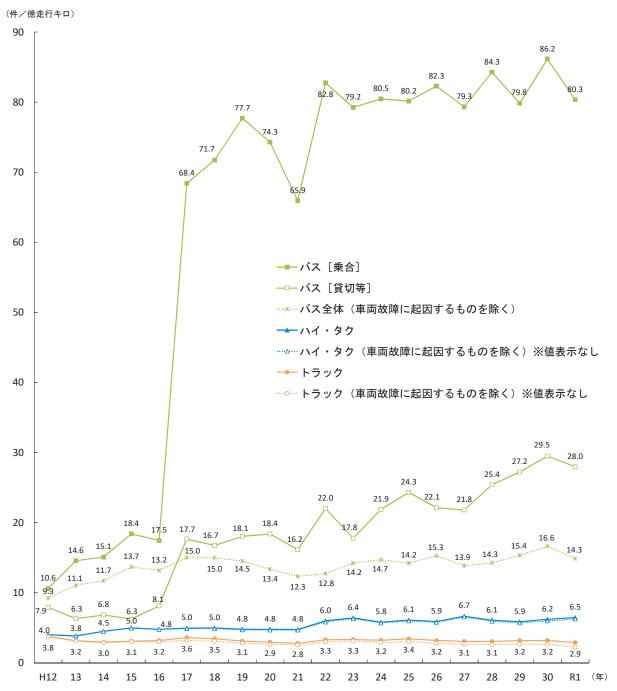


- (注) 1. 平成 17 年 2 月に事故報告規則が改正され、自動車の装置の故障により運行できなくなったもの(車両故障)に係る報告対象が、「かじ取り装置」、「制動装置」などから全ての装置に拡大されている。
  - 2. 車両故障に起因するものとは、車両故障に起因して発生したすべての事故をいう。

#### (4) 事業の種類別の事業用自動車1億走行キロ当たり重大事故件数の推移

事業の種類別の事業用自動車 1 億走行キロ当たりの重大事故件数の推移は、図 2 - 3 に示すとおり、バスは前年と比較し減少、ハイ・タク、トラックは横ばいである。

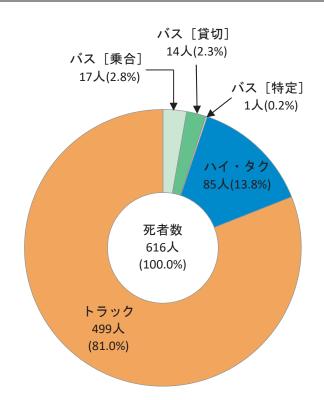
[図2-3] 事業の種類別の事業用自動車1億走行キロ当たり重大事故件数の推移



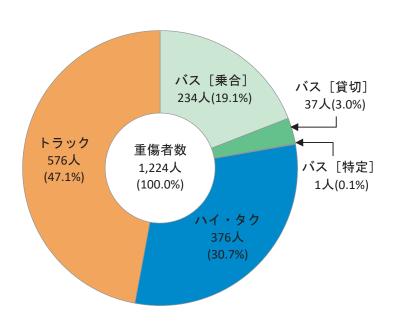
- (注) 1. 平成 17 年 2 月に事故報告規則が改正され、自動車の装置の故障により運行できなくなったもの(車両故障)に係る報告対象が、「かじ取り装置」、「制動装置」などから全ての装置に拡大されている。
  - 2. 車両故障に起因するものとは、車両故障に起因して発生したすべての事故をいう。

#### (5) 事業の種類別の死傷者数

令和元年中の重大事故に関わる死者数及び重傷者数を事業の種類別にみると、図2-4に示すとおり、死者数、重傷者数ともにトラックが最も多く、次いでハイ・タク、バスの順となっている。



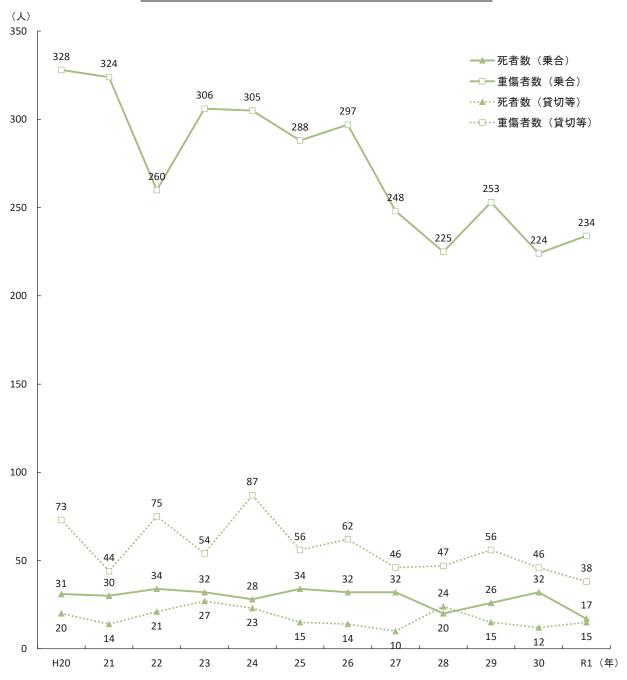
[図2-4] 事業の種類別の死者数及び重傷者数内訳



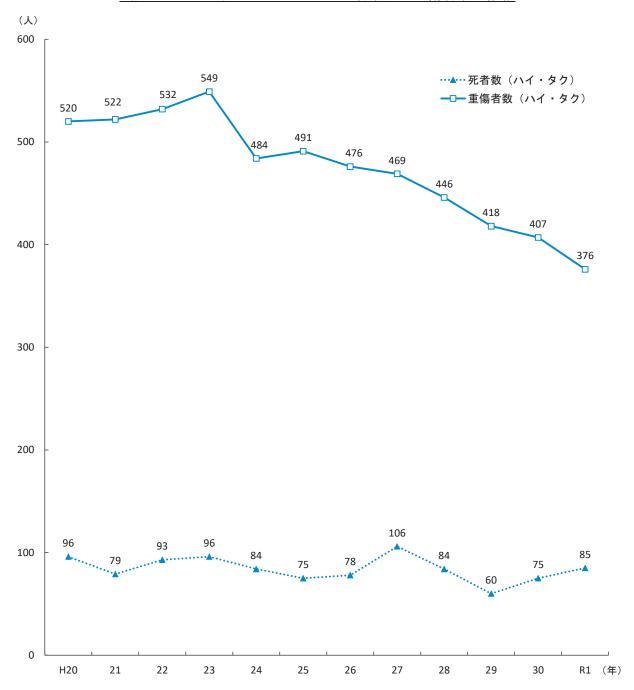
#### (6) 事業の種類別の死傷者数の推移

事業の種類別の重大事故に関わる死者数及び重傷者数をみると、図2-5-1から図2-5-3に示すとおり、前年と比較し、貸切等バス、ハイ・タクの死者数は増加、その他は減少している。

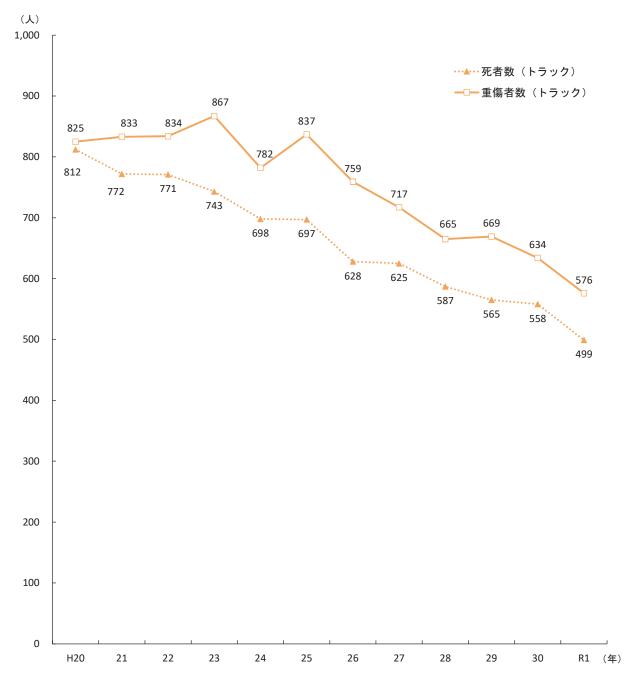
〔図2-5-1〕 バスの死者数及び重傷者数の推移



## [図2-5-2] ハイ・タクの死者数及び重傷者数の推移



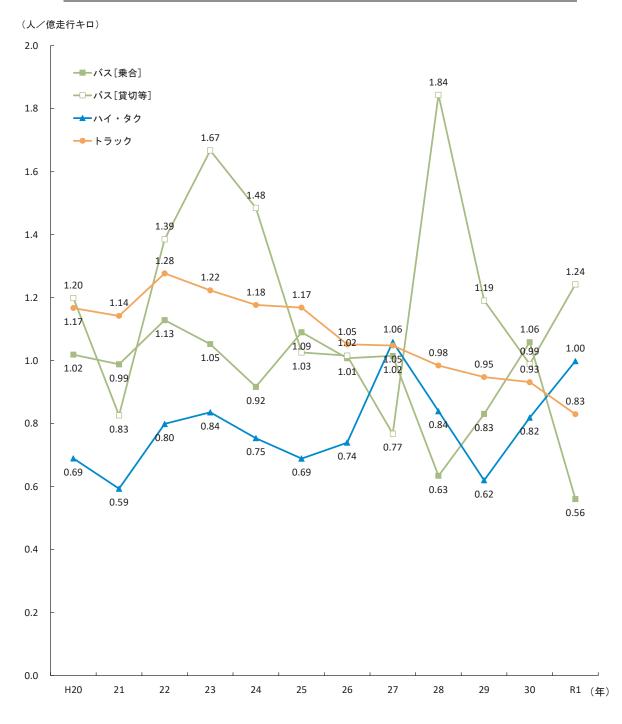
## [図2-5-3] トラックの死者数及び重傷者数の推移



#### (7) 事業の種類別の事業用自動車1億走行キロ当たり死者数の推移

事業の種類別の事業用自動車1億走行キロ当たりの重大事故に関わる死者数は、図2-6に示すとおり、前年と比較し貸切等バスとハイ・タクは増加、乗合バスとトラックは減少した。

[図2-6] 事業の種類別の事業用自動車1億走行キロ当たり死者数の推移

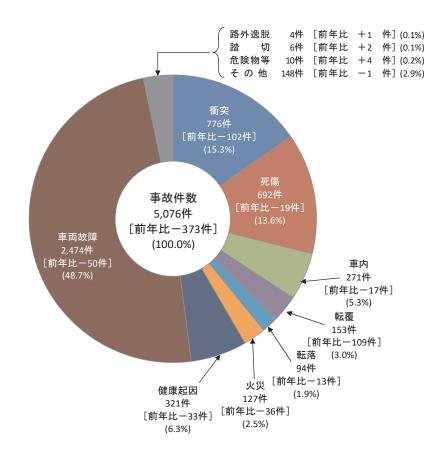


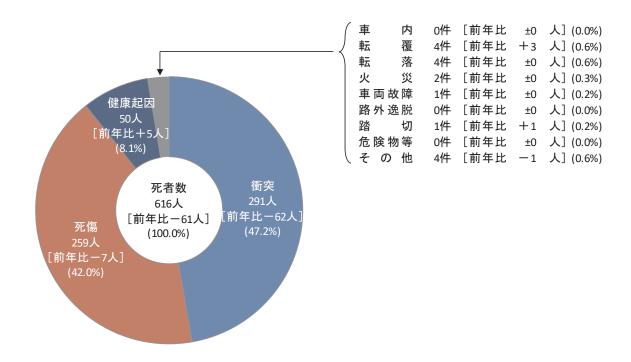
#### (8) 事故種類別の重大事故発生状況等

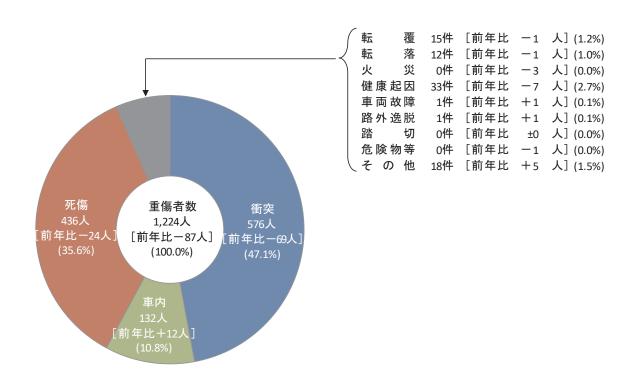
令和元年中の重大事故発生状況等を事故種類別にみると、図2-7に示すとおり、事故件数は、車両故障が全体の5割近くを占めており、次に、衝突、死傷の順となっている。また、 死者数及び重傷者数では、衝突、死傷の順となっている。

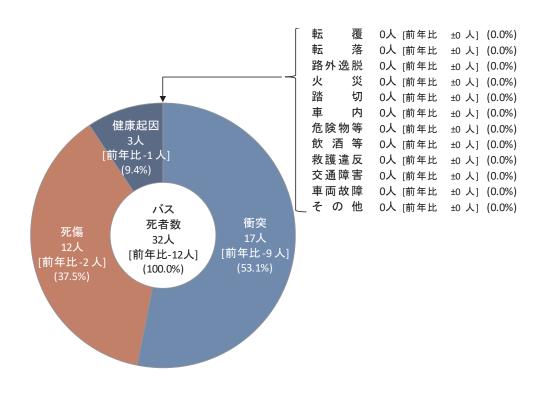
事業の種類別の死者数は、バス、トラックでは衝突、死傷の順に多く、ハイ・タクでは死傷、健康起因の順となっている。重傷者数は、バスでは車内、衝突の順に多く、ハイ・タクでは死傷、衝突、トラックでは衝突、死傷の順となっている。

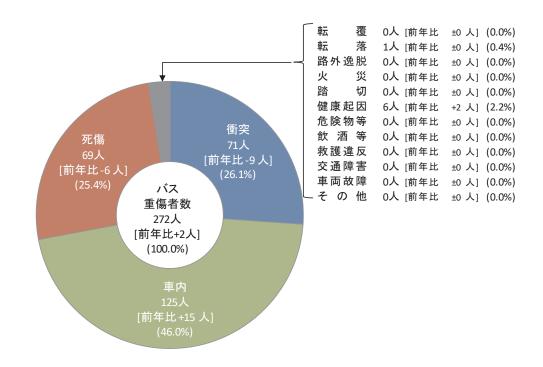
[図2-7-1] 事故種類別の重大事故発生状況等

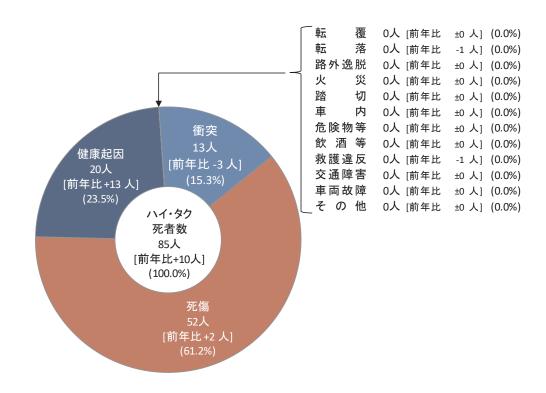


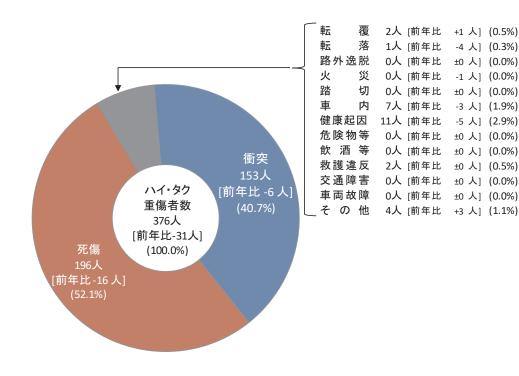


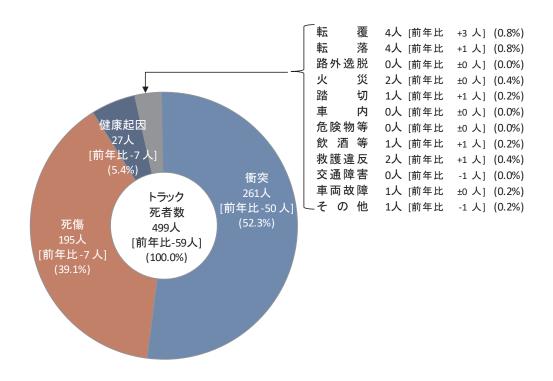


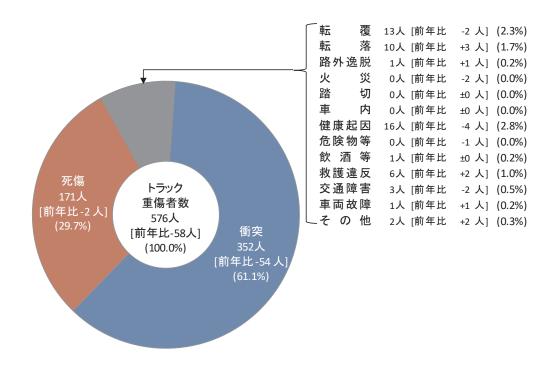




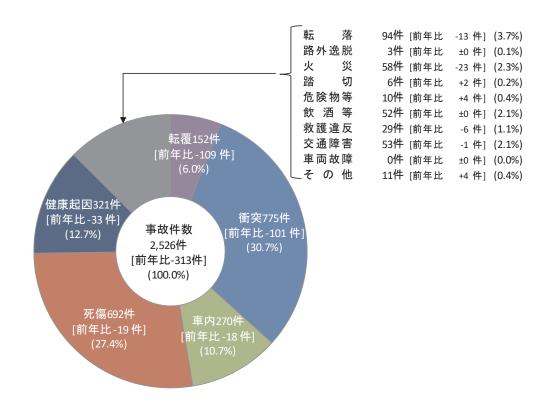




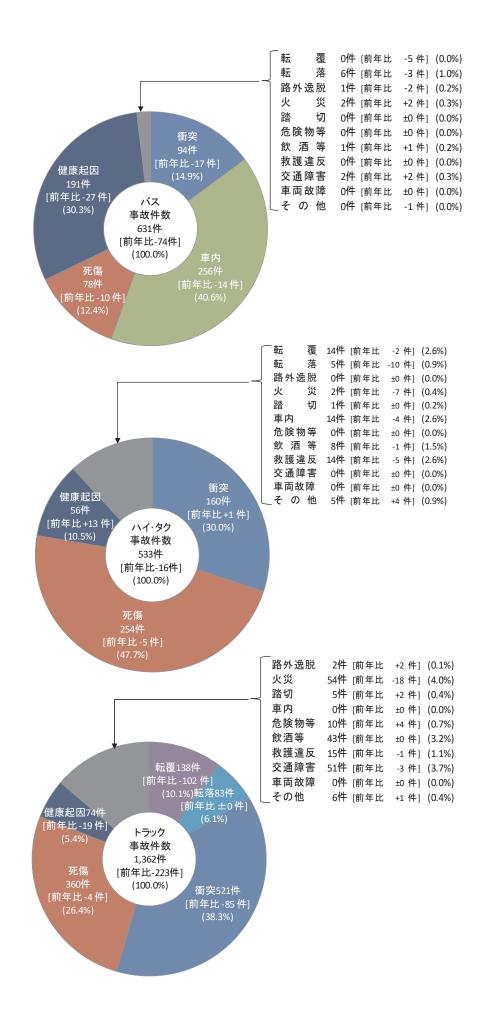




#### [図2-7-2] 事故種類別重大事故発生状況等(車両故障に起因するものを除く)



(注) 車両故障に起因するものとは、車両故障に起因して発生したすべての事故をいう。

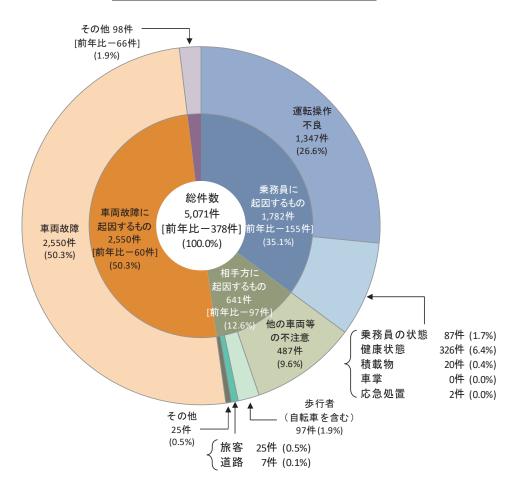


#### 3. 原因別の重大事故発生状況

#### (1) 発生状況

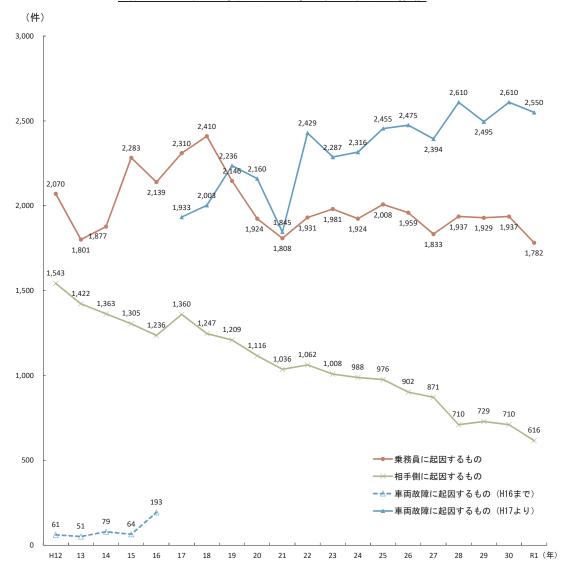
令和元年中の重大事故発生状況を原因別にみると、図3-1に示すとおり、車両故障に起因するものが多く、次に乗務員に起因するものとなっており、そのうち運転操作不良が7割以上を占めている。

また、原因別重大事故の発生状況の推移をみると、図3-2に示すとおり、乗務員に起因するもの、車両故障に起因するものは前年と比較し減少、相手方に起因するものでは減少傾向となっている。



〔図3-1〕 原因別重大事故発生状況

#### [図3-2] 原因別重大事故発生状況の推移

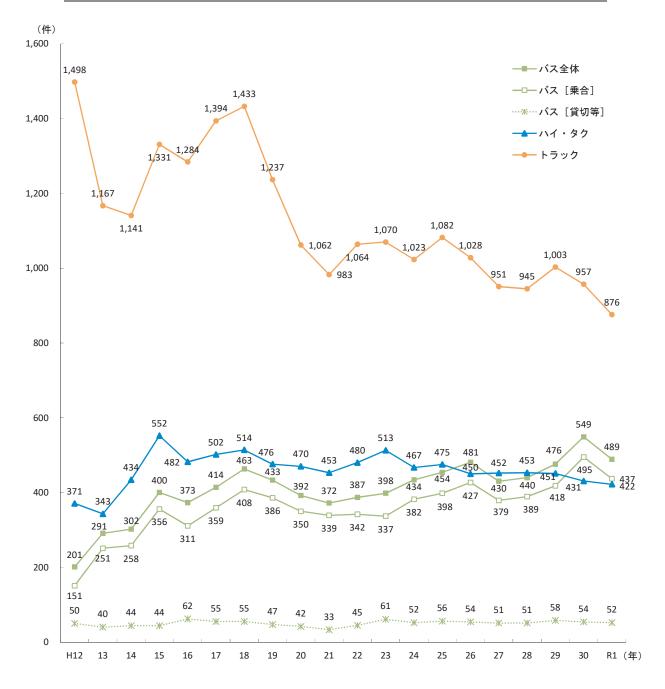


- (注) 1. 平成 17 年 2 月に事故報告規則が改正され、自動車の装置の故障により運行できなくなったもの(車両故障)に係る報告対象が、「かじ取り装置」、「制動装置」などから全ての装置に拡大されている。
  - 2. 車両故障に起因するものとは、車両故障に起因して発生したすべての事故をいう。

#### (2) 事業の種類別の重大事故発生状況の推移(乗務員に起因するもの)

事業の種類別の乗務員に起因する重大事故の事業の種類別の発生状況の推移をみると、 図3-3に示すとおり、乗合バスは前年と比較し減少、トラックは近年減少傾向、貸切等バスとハイ・タクは横ばいである。

〔図3-3〕 事業の種類別の重大事故発生状況の推移(乗務員に起因するもの)

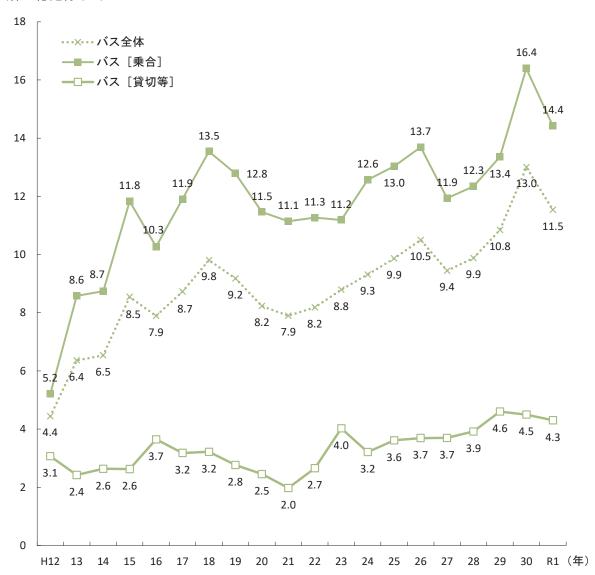


# (3) 事業の種類別の事業用自動車1億走行キロ当たり重大事故件数の推移 (乗務員に起因するもの)

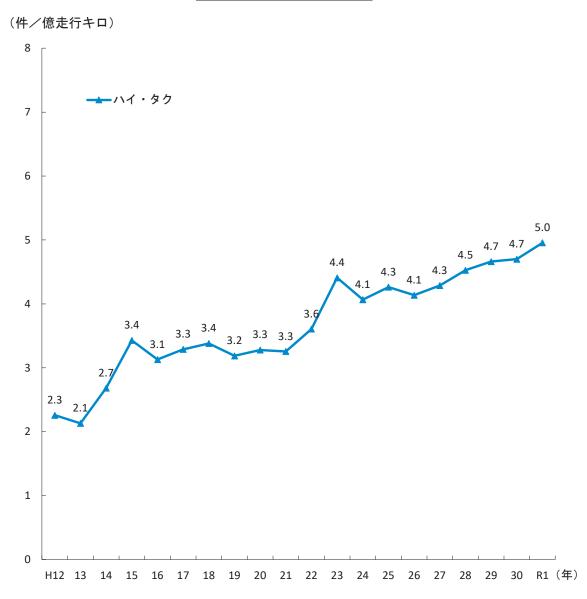
事業の種類別の事業用自動車 1 億走行キロ当たりの重大事故件数の推移は図 3 - 4 - 1 から図 3 - 4 - 3 に示すとおり、バスは前年と比較し減少、ハイ・タクは増加傾向、トラックは近年減少傾向となっている。

[図3-4-1] バスの事業用自動車1億走行キロ当たり重大事故件数の推移 (乗務員に起因するもの)

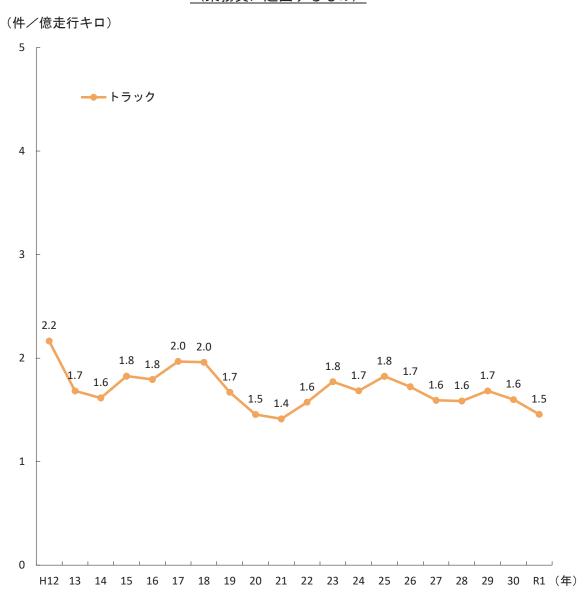
#### (件/億走行キロ)



# 〔図3-4-2〕 ハイ・タクの事業用自動車1億走行キロ当たり重大事故件数の推移(乗務員に起因するもの)



# [図3-4-3] トラックの事業用自動車1億走行キロ当たり重大事故件数の推移 (乗務員に起因するもの)



#### (4) 事故の種類別の重大事故発生状況 (乗務員に起因するもの)

#### (ア) 転覆、転落事故

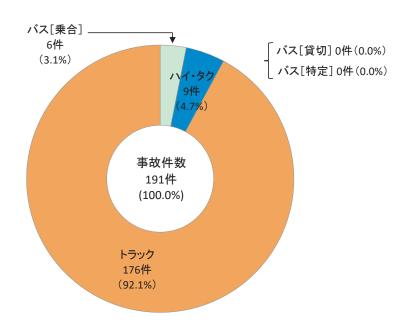
令和元年中の乗務員に起因する重大事故のうち、事業の種類別の転覆、転落事故の発生 状況をみると、表3-1及び図3-5に示すとおり、事故件数はトラックが9割以上を占 めており、死者数、重傷者数ともにトラックが大部分を占める。

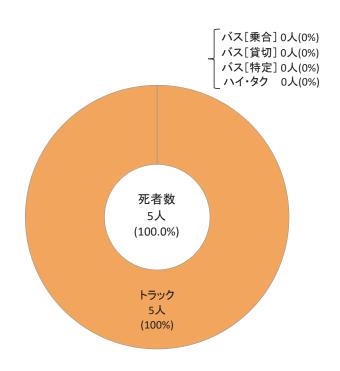
〔表3-1〕 事業の種類別の転覆、転落事故発生状況(乗務員に起因するもの)

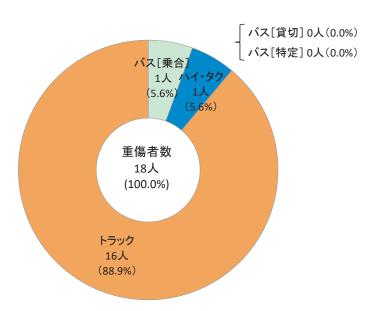
事業	の種類	事故	状況		故				[者数 (人)		重	傷者 (人)	
		乗	合	6	(	±0 )		0	(	±0 )	1	(	+1 )
バ	ス	貸	切	0	(	-3 )		0	(	±0 )	0	(	±0 )
		特	定	0	(	±0 )		0	(	±0 )	0	(	±0 )
/\	イ・	・タ	ク	9	(	-13 )		0	(	±0 )	1	(	-1 )
۲	ラ	ツ	ク	176	(	-48 )		5	(	+2 )	16	(	-4 )
	Ē	†		191	(	-64 )	·	5	(	+2 )	18	(	-4 )

※() 内の数値は、対前年増減数

[図3-5] 事業の種類別の転覆、転落事故発生状況(乗務員に起因するもの)







#### (イ) 踏切事故

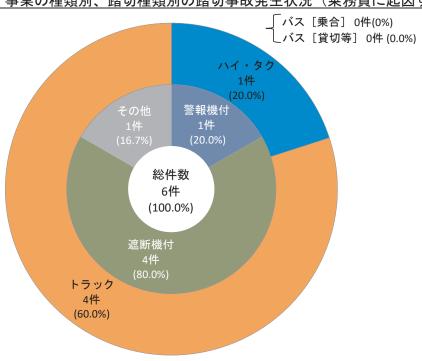
令和元年中の乗務員に起因する重大事故のうち、事業の種類別の踏切事故の発生件数は、表3-2に示すとおり、ハイ・タク1件、トラック5件であった。また、踏切種類別にみると、図3-6に示すとおり、警報機付踏切1件、遮断機付踏切4件、その他1件であった。

〔表3-2〕 事業の種類別の踏切事故発生状況等(乗務員に起因するもの)

事業	の種類	事故	状況	事故作(件		3	死者 (人		重	傷者	
		乗	合	0 (	±0 )	0	(	±0 )	0	(	±0 )
バ	ス	貸	切	0 (	±0 )	0	(	±0 )	0	(	±0 )
		特	定	0 (	±0 )	0	(	±0 )	0	(	±0 )
/\	イ・	タ	ク	1 (	±0 )	0	(	±0 )	0	(	±0 )
۲	ラ	ツ	ク	5 (	+2 )	1	(	+1 )	0	(	±0 )
	Ē	†		6 (	+2 )	1	(	+1 )	0	(	±0 )

※() 内の数値は、対前年増減数

〔図3-6〕 事業の種類別、踏切種類別の踏切事故発生状況(乗務員に起因するもの)



#### (ウ) 衝突事故

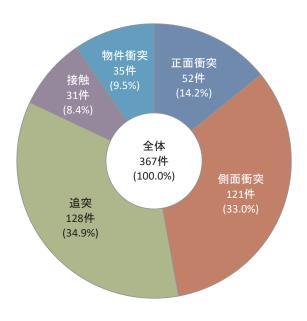
令和元年中の乗務員に起因する重大事故のうち、衝突事故の件数は12件減少し、死者数が大きく減少した。事業の種類別にみると、表3-3に示すとおり、乗合バス、トラックは減少、貸切バス、ハイ・タクが増加した。また、衝突の状態別にみると、図3-7に示すとおり、側面衝突及び追突が7割近くを占めており、事業の種類別では、乗合バス、貸切バス等及びハイ・タクは側面衝突、トラックは追突が最も多くなっている。

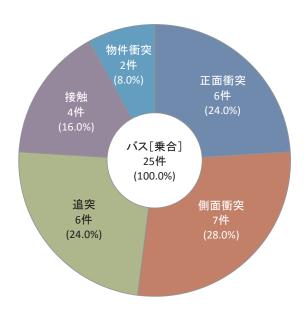
[表3-3] 事業の種類別の衝突事故発生状況(乗務員に起因するもの)

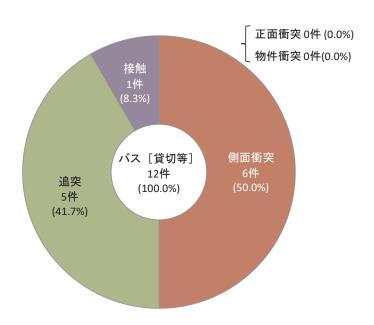
事業	美の種類		<b>女状況</b>	事故件			者数 人)	重傷者	
		乗	合	25 (	-5 )	1 (	( -4 )	19 (	+1 )
バ	ス	貸	切	12 (	+6 )	3 (	( +2 )	10 (	+5 )
		特	定	0 (	±0 )	0 (	( ±0 )	0 (	±0 )
/\	1 '	・タ	7 ク	117 (	+8 )	4 (	( -5 )	109 (	+4 )
٢	ラ	ッ	ク	213 (	-21 )	68	( -24 )	161 (	-7 )
	ī	+	·	367 (	-12 )	76	( -31 )	299 (	+3 )

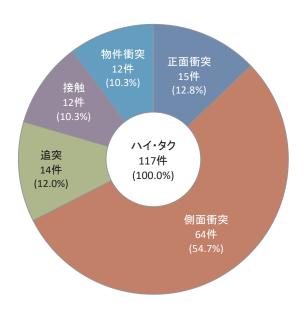
<sup>※( )</sup>内の数値は、対前年増減数

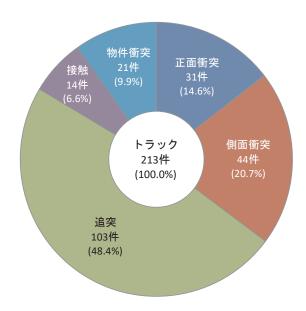
〔図3-7〕 事業の種類別、衝突の状態別の衝突事故発生状況(乗務員に起因するもの)











#### (工) 車内事故

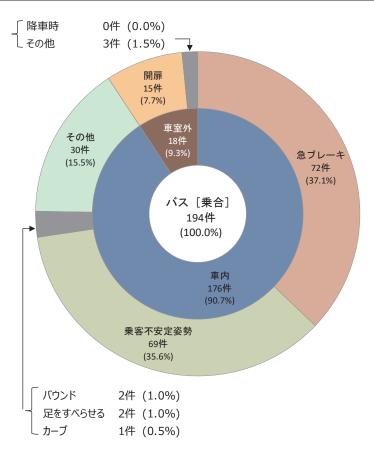
令和元年中の乗務員に起因する重大事故のうち、全体における車内事故の件数は大きく減少した。また、原因別にみると、図3-8に示すとおり、車内事故の大部分を占める乗合バスでは、急ブレーキと乗客の不安定姿勢による事故が全体の7割を占めている。車内事故の内訳をみると、発車時の安全確認の不良または不履行が5割近くを占めている。また、乗合バスの車内事故を走行状況別みると、図3-8-1に示すとおり、制動時が最も多く4割を超え、次に発進時となっている。

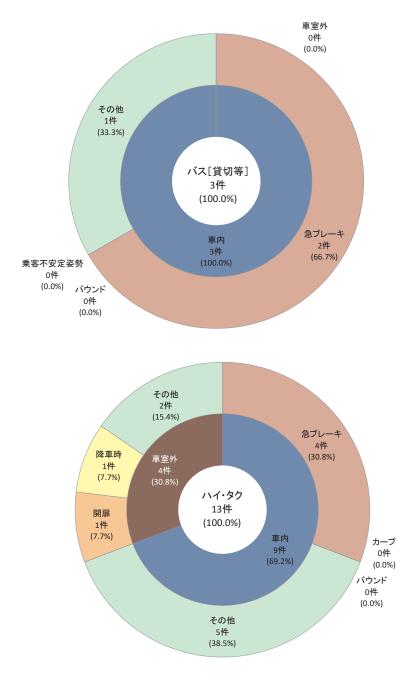
〔表3-4〕 事業の種類別の車内事故発生状況(乗務員に起因するもの)

事業	美の種類		故状況	事故作(件			E者数 (人)	坟		傷者 (人)	数		傷者	†数
		乗	合	194 (	-20 )	0	(	±0 )	85	(	+9 )	136	(	-52 )
バ	ス	貸	切	3 (	-3 )	0	(	±0 )	2	(	-2 )	1	(	-6 )
		特	定	0 (	-2 )	0	(	±0 )	0	(	-1 )	0	(	-1 )
/\	イ・		タク	13 (	-4 )	0	(	±0 )	6	(	-4 )	8	(	±0 )
	Ē	+	·	210 (	-29 )	0	(	±0 )	93	(	+2 )	145	(	-59 )

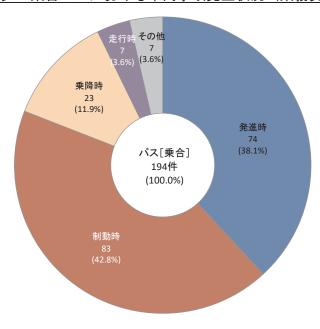
※( )内の数値は、対前年増減数

〔図3-8〕 事業の種類別、原因別の車内事故発生状況(乗務員に起因するもの)





〔図3-8-1〕 乗合バスにおける車内事故発生状況(乗務員に起因するもの)



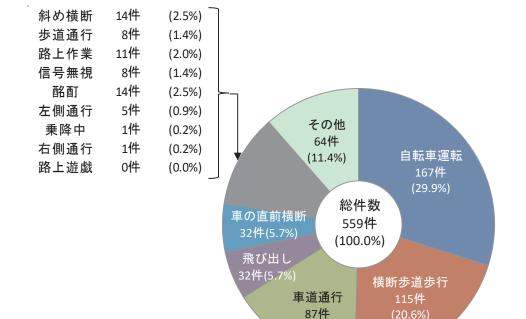
#### (才) 死傷事故

令和元年中の乗務員に起因する重大事故のうち、全体における死傷事故の件数、重傷者数は増加、死者数は減少した。事業の種類別にみると、表3-5に示すとおり、死者数は乗合バスで減少、その他は増加となっており、重傷者数は乗合バス、貸切バス、ハイ・タクで減少、特定バス、トラックは増加している。また、死傷事故当時の死傷者側の状態は、図3-9に示すとおり、乗合バスは自転車運転中と横断歩道歩行中、貸切等バスは横断歩道歩行中、ハイ・タク、トラックでは自転車運転中が最も多くなっている。

. —	77.0		7- 7	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	J J 🛡	, , <sub>0</sub>   0	, ,	<u> </u>	770	(> -10-10	-	1-12-11		0 4,	
事業	美の種類	事故料	<b>犬況</b>		故 (	‡数 )			人)			重f (	<b></b> 易者	<b>首数</b>	
		乗	合	46	(	-5	)	5	(	-1	)	41	(	-4	)
バ	ス	貸	切	7	(	-3	)	3	(	+3	)	4	(	-7	)
		特	定	1	(	+1	)	1	(	+1	)	0	(	±0	)
/\	1	・タ	ク	201	(	-6	)	42	(	+2	)	153	(	-17	)
۲	ラ	ツ	ク	304	(	+18	)	162	(	+5	)	147	(	+8	)
	Ī	it		559	(	+5	)	213	(	+10	)	345	(	-20	)

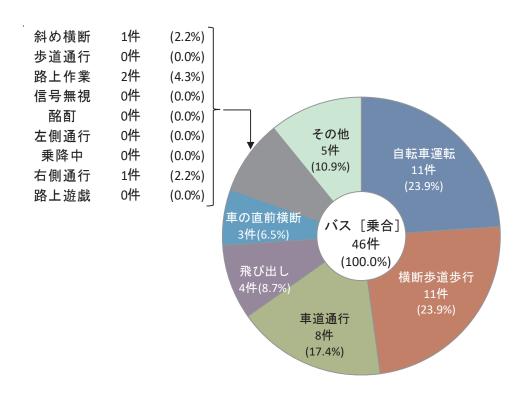
[表3-5] 事業の種類別の死傷事故発生状況(乗務員に起因するもの)

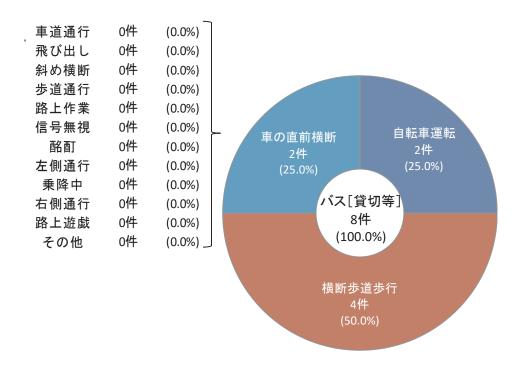
※( )内の数値は、対前年増減数

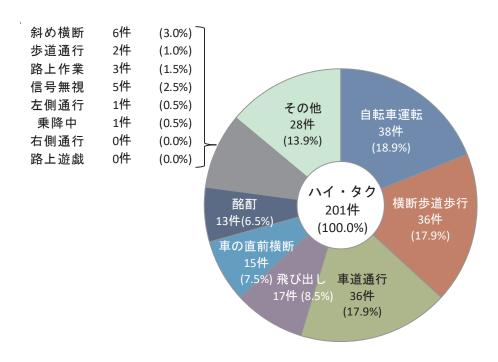


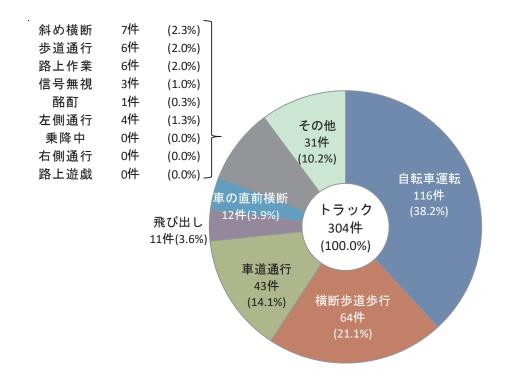
〔図3-9〕 死傷事故当時の死傷者側の状態(乗務員に起因するもの)

(15.6%)









#### (カ) 運転者の健康状態

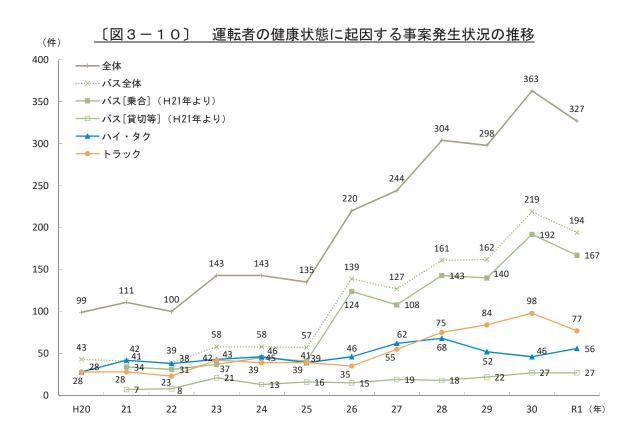
令和元年中の乗務員に起因する重大事故のうち、事業の種類別の運転者の健康状態に起因する事案として報告のあったものの発生状況は、表3-6に示すとおり、乗合バス、特定バス、トラックで減少、貸切バス、ハイ・タクは増加した。死者数は貸切バス、ハイ・タクは増加、その他は減少した。重傷者数は乗合バスを除き減少した。

また、運転者の年齢分布をみると、乗合バスは40~44歳、ハイ・タクは65歳以上で 当該事案が多く発生しており、トラックは年齢による顕著な特徴は見られない(図3-1 1)。また、病名別運転者数、死亡運転者数ともに心臓疾患が最も多くなっている(表3-7)。

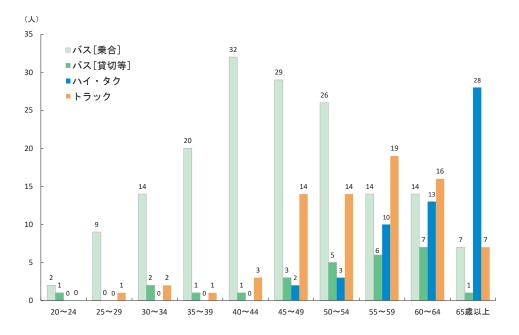
事案件数(件) 事案状況 死者数(人) 重傷者数(人) うち、接触、衝突等を 事業の種類 伴うものの件数 乗 合 167 ( 1 ( 7 ( +3 ) -25 ) 16 ( +5 ) -3 ) ス貸 切 ±0 ) 25 ( +1 ) 3 ( -1 ) 2 ( +1) 0 ( 特 定 ( -1 ) ( ±0 ) ( ±0 ) 0 ( -2 ) 2 0 0 タ ク +10 ) 27 -5) 20 +13) ( -7 ) 1 56 ( ( ( 11 ラ -3 ) ۲ ク 77 ( -21) ( 29 ( -6) ( -8) ッ 43 16 -4 ) 計 327 -36) ( +5) -14 ) ( 89 52 ( 34 (

〔表3-6〕 事業の種類別の運転者の健康状態に起因する事案等の発生状況

<sup>※( )</sup>内の数値は、対前年増減数



[図3-11] 健康状態に起因する事案の運転者の年齢分布



[表3-7] 健康状態に起因する事案の病名別運転者数

		運	転者数(人	.)			死亡	運転者数	(人)	
事業の種類病名	バス (乗合)	バス (貸切等)	ハイ・タク	トラック	合計	バス (乗合)	バス (貸切等)	ハイ・タク	トラック	合計
脳疾患	8	4	14	15	41	0	0	0	3	3
くも膜下出血	0	0	2	3	5	0	0	0	1	1
脳内出血	4	3	4	7	18	0	0	0	1	1
脳梗塞	2	1	3	3	9	0	0	0	1	1
脳疾患(その他)	2	0	5	2	9	0	0	0	0	0
心臓疾患	6	2	13	27	48	0	0	9	18	27
心筋梗塞	1	1	7	16	25	0	0	5	8	13
心不全	0	0	4	4	8	0	0	3	4	7
心疾患(その他)	5	1	2	7	15	0	0	1	6	7
大動脈瘤及び解離	1	1	7	7	16	0	1	6	4	11
失神	3	0	2	5	10	0	0	1	2	3
めまい感及びよろめき感	7	2	0	0	9	0	0	0	0	0
	11	2	2	0	15	0	0	0	0	0
呼吸器系疾患	32	2	2	1	37	0	0	1	0	1
かぜ	22	1	0	0	23	0	0	0	0	0
インフルエンザ	7	1	0	1	9	0	0	0	0	0
呼吸器系疾患(その他)	3	0	2	0	5	0	0	1	0	1
感染症及び寄生虫症	26	3	0	0	29	0	0	0	0	0
消化器系疾患	5	1	3	2	11	0	0	0	0	0
腹痛	6	0	1	1	8	0	0	0	0	0
神経系疾患	4	0	0	2	6	0	0	0	0	0
てんかんの発作	1	0	0	1	2	0	0	0	0	0
神経系疾患(その他)	3	0	0	1	4	0	0	0	0	0
循環器系疾患	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0
内分泌、栄養及び代謝疾患	5	0	1	1	7	0	0	0	0	0
精神及び行動の障害	4	0	0	2	6	0	0	0	0	0
腎尿路生殖器系の疾患	5	1	0	2	8	0	0	0	0	0
筋骨格系及び結合組織の疾患	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0
腰痛	1	0	0	1	2	0	0	0	0	0
損傷、中毒及びその他の外因の影響	3	1	0	1	5	0	0	0	0	0
熱中症	5	1	0	1	7	0	0	0	0	0
薬の副作用・用法間違い	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0
その他	9	2	2	2	15	0	0	0	0	0
不明	23	5	8	5	41	1	1	3	2	7
計	167	27	56	77	327	1	2	20	29	52

※平成30年以降、呼吸器系疾患に「インフルエンザ」の項目を追加。

#### (5) 事故発生運転者の状況 (乗務員に起因するもの)

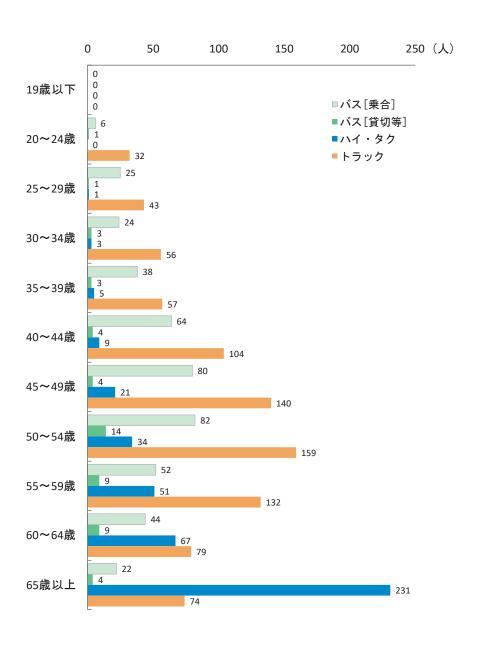
#### (ア) 事故発生運転者の年齢

令和元年中の事業の種類別の事故発生運転者の年齢分布をみると、図3-12に示す とおり、乗合バスは45~54歳が4割近くを占め、ハイ・タクは65歳以上、トラック は40~59歳で多く発生している。

なお、重大事故発生運転者の平均年齢は、バス[乗合]が47.8歳、バス[貸切等]が 52.1歳、ハイ・タクが63.3歳、トラックが48.4歳となっている。

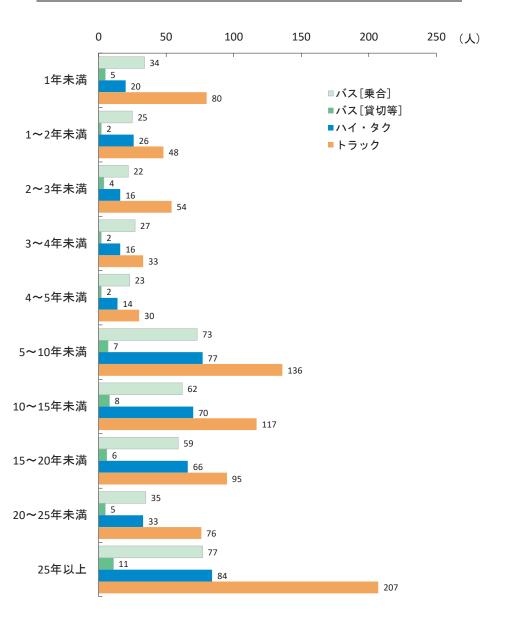
(参考) 事業の種類別運転者全体の平均年齢は、バスが50.7歳、ハイ・タクが59.7歳、トラックが47.5歳(出典:厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査(全国)」)

[図3-12] 事業の種類別事故発生運転者の年齢分布



#### (イ) 事故発生運転者の経験年数

令和元年中の事業の種類別の事故発生運転者の、事業用自動車の運転経験年数分布は、 図3-13に示すとおり、概して、5年から10年未満及び25年以上の経験年数を有す る運転者による事故が多くなっている。

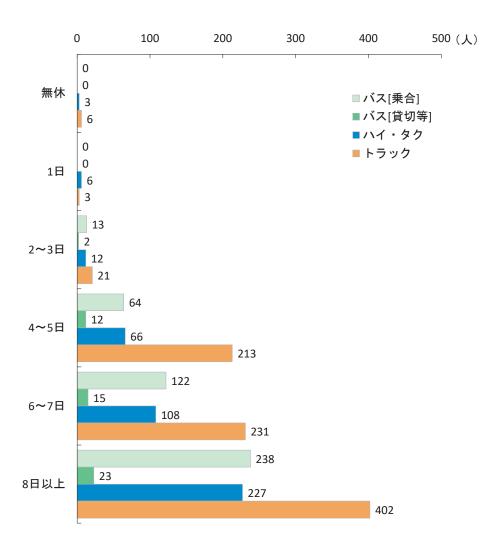


[図3-13] 事業の種類別の事故発生運転者の経験年数分布

#### (ウ) 事故発生運転者の事故発生以前1ヶ月間の休日日数

令和元年中の事業の種類別の事故発生運転者の事故発生以前1ヶ月間の休日日数の分布は、図3-14に示すとおり、概して、1ヶ月間の休日日数が多いほど、事故を起こす運転者が多くなっており、8日以上が5割を占めている。

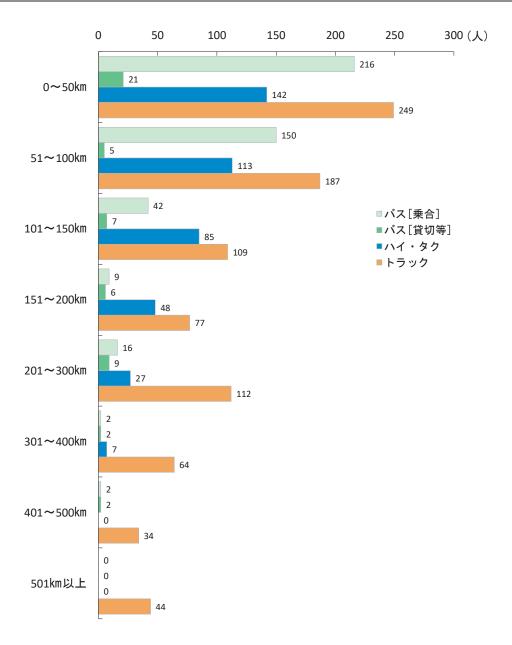
[図3-14] 事業の種類別の事故発生運転者の事故発生以前1ヶ月間の休日日数の分布



#### (エ) 事故発生運転者の事故発生までの乗務距離

令和元年中の事業の種類別の事故発生運転者の事故発生までの乗務距離は、図3-15に示すとおり、概して、乗務開始からの距離が短いうちに事故を起こす運転者が多くなっており、50km以下が35%、51~100kmが25%となっている。

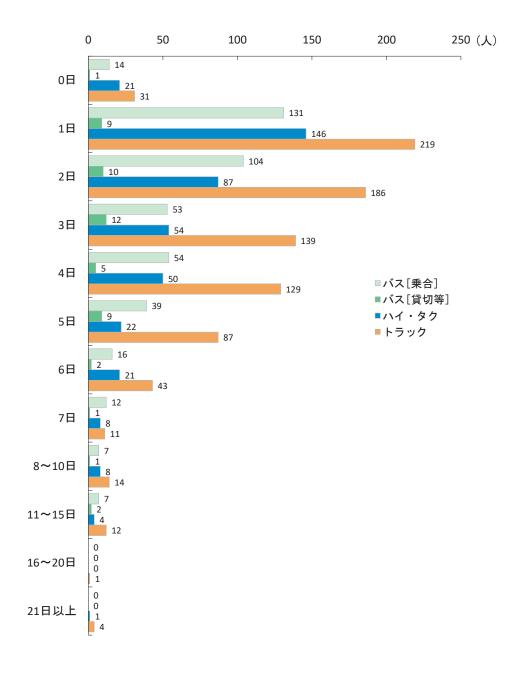
[図3-15] 事業の種類別の事故発生運転者の事故発生までの乗務距離の分布



#### (オ) 事故発生運転者の休日から事故までの勤務日数

令和元年中の事業の種類別の事故発生運転者の休日から事故までの勤務日数をみると、 図3-16に示すとおり、概して、当該日数が短いほど事故を起こす運転者が多くなって いる。

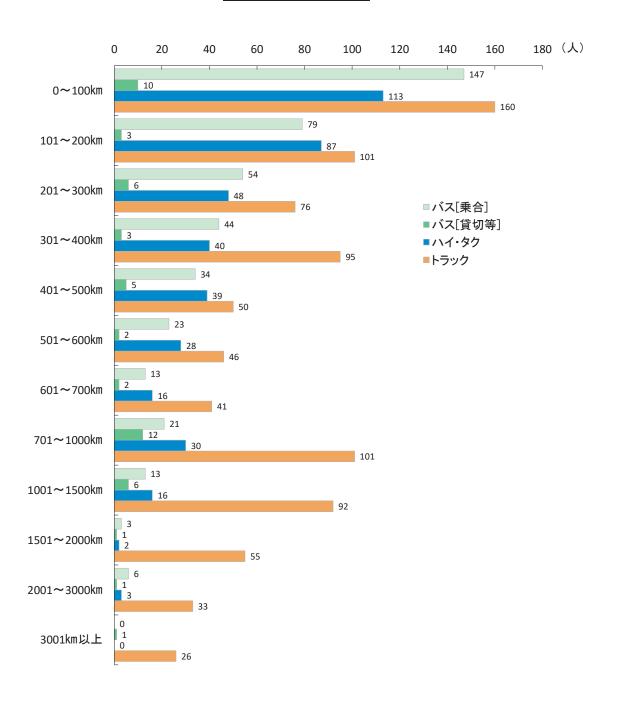
[図3-16] 事業の種類別の事故発生運転者の休日から事故までの勤務日数の分布



#### (カ) 事故発生運転者の休日から事故日までの乗務距離の合計

令和元年中の事業の種類別の事故発生運転者の休日から事故日までの乗務距離の合計をみると、図3-17に示すとおり、概して、乗務距離が短い運転者の事故が多くなっている。

[図3-17] 事業の種類別の事故発生運転者の休日から事故日までの 乗務距離の合計の分布



#### (6) 車両故障に起因する重大事故発生状況

令和元年中の、事業の種類別の車両故障に起因する重大事故の発生状況をみると、表3-8に示すとおり、乗合バス、貸切バス、ハイ・タクは減少、特定バス、トラックは増加した。また、事故の発生件数は図3-18に示すとおり、バスは前年と比較し減少、トラックは増加傾向、ハイ・タクは横ばいである。事故装置別件数は表3-9に示すとおり、原動機、動力伝達装置、電気装置が多くなっている。

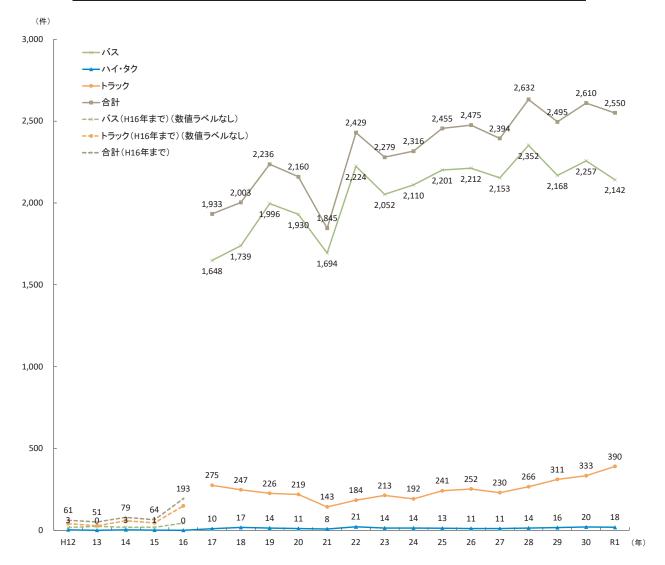
〔表3-8〕 事業の種類別の車両故障に起因する重大事故発生状況

事業	美の種類	事故物	犬況	事	故 <del>(</del> (件	<b>牛数</b> )	死	(人)	<b>汝</b>	重	傷者 (人)	数
		乗	合	1,882	(	-103 )	0	(	±0 )	0	(	±0 )
バ	ス	貸	切	246	(	-13 )	0	(	±0 )	1	(	+1 )
		特	定	14	(	+1 )	0	(	±0 )	0	(	±0 )
/\	1	タ	ク	18	(	-2 )	0	(	±0 )	0	(	±0 )
٢	ラ	ッ	ク	390	(	+57 )	1	(	-1 )	1	(	-1 )
	Ī	<del>;</del> †		2,550	(	-60 )	1	(	-1 )	2	(	±0 )

<sup>※()</sup>内の数値は、対前年増減数

<sup>(</sup>注) 車両故障に起因するものとは、車両故障に起因して発生したすべての事故をいう。

#### 〔図3-18〕 事業の種類別の車両故障に起因する重大事故発生状況の推移



- (注) 1. 平成 17 年 2 月に事故報告規則が改正され、自動車の装置の故障により運行できなくなったもの(車両故障)に係る報告対象が、「かじ取り装置」、「制動装置」などから全ての装置に拡大されている。
  - 2. 車両故障に起因するものとは、車両故障に起因して発生したすべての事故をいう。

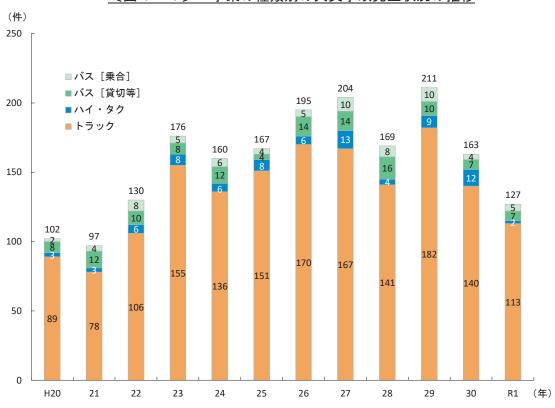
[表3-9] 事業の種類別の車両故障に起因する重大事故の装置別件数

事業の種類装置	バス [乗合]	バス [貸切等]	ハイ・タク	トラック	計
原 動 機	579	90	2	79	750
速度抑制装置	3	1	0	0	4
動 力 伝 達 装 置	276	43	2	51	372
車 輪 ( タ イ ヤ 除 く )	3	2	4	64	73
タイヤ	57	9	2	60	128
車軸	6	2	0	15	23
操 縦 装 置	12	4	0	1	17
制 動 装 置	131	10	1	34	176
緩 衛 装 置	64	6	0	4	74
燃 料 装 置	145	17	1	22	185
電 気 装 置	214	34	4	30	282
車 枠 及 び 車 体	18	0	0	1	19
連 結 装 置	0	0	0	2	2
乗 車 装 置	79	1	0	0	80
物品積載装置	0	0	0	1	1
窓 ガ ラ ス	3	1	0	0	4
騒 音 防 止 装 置	0	2	0	0	2
ばい煙等の発散防止装置	40	11	0	5	56
灯 火 装 置 及 び 指 示 装 置	11	1	0	1	13
反 射 器	0	0	0	0	0
警 音 器	1	0	0	0	1
視 野 を 確 保 す る 装 置	12	1	0	1	14
計器	15	1	1	0	17
消 火 器	1	0	0	0	1
内圧容器及びその付属装置	92	8	0	2	102
運 行 記 録 計	0	0	0	0	0
そ の 他	120	16	1	17	154
計	1,882	260	18	390	2,550

<sup>(</sup>注) 車両故障に起因するものとは、車両故障に起因して発生したすべての事故をいう。

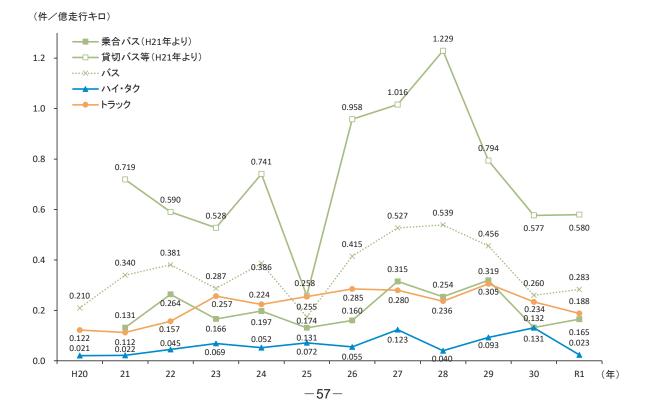
## 4. 火災事故

令和元年中の事故種類別の重大事故のうち、事業の種類別の火災事故発生状況をみると、図 4-1に示すとおり、前年と比較すると減少している。また、その1億走行キロ当たり火災事 故発生件数は、図4-2に示すとおり、バスは前年と比較し増加、ハイ・タク、トラックは減 少した。



〔図4-1〕 事業の種類別の火災事故発生状況の推移

<u>〔図4-2〕 事業の種類別の事業用自動車1億走行キロ当たり火災事故発生件数の推移</u>

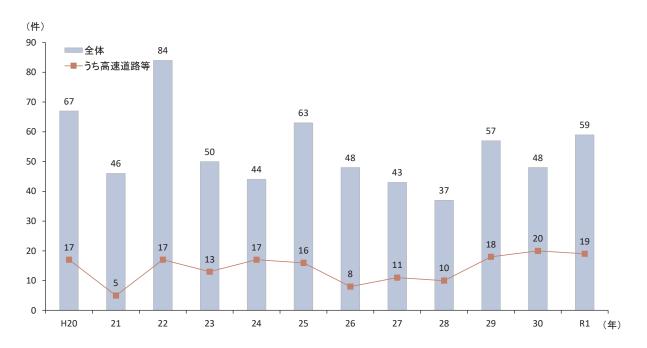


# 5. 危険物等積載車両の重大事故発生状況

## (1) 危険物等積載車両の重大事故発生状況の推移

危険物等積載運搬車両の重大事故発生状況の推移は、図5-1に示すとおり、前年と比較 し増加した。高速道路等での事故件数は近年横ばいである。

[図5-1] 危険物等積載運搬車両の重大事故発生状況の推移



#### (2) 積載物品別の重大事故発生状況

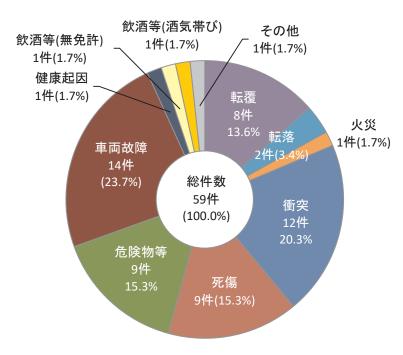
令和元年中の積載危険物等別の重大事故は、図5-2に示すとおり、危険物を積載している る車両で最も多く発生している。

可燃物 5件 (8.5%)危険物 総件数 高圧ガス 29件 59件 20件 (49.2%)(100.0%) (33.9%)火薬 毒物・劇物 2件 3件 (3.4%)(5.1%)

〔図5-2〕 積載危険物等別の重大事故発生状況

#### (3) 事故種類別の重大事故発生状況

令和元年中の事故種類別の重大事故発生状況は、図5-3に示すとおり、車両故障が最も 多く発生している。



〔図5-3〕 事故種類別の重大事故発生状況

## 6. 高速道路等における重大事故発生状況

#### (1) 発生状況

令和元年中の高速自動車国道及び自動車専用道路等における重大事故は、表6-1に示すとおり、高速自動車国道、自動車専用道路ともに減少している。また、旅客自動車運送事業における事業の種類別の高速道路等において重大事故により死傷した乗客数は、表6-2に示すとおり、死者0名、重傷者6名となっている。

〔表6-1〕 事業の種類別の高速道路等における重大事故発生状況

事業	の種	類等		事品	<b>汝状況</b>	事故 <sup>,</sup> (件			艺者数 (人)			易者数 (人)	女
			乗	合	高速	215 (	-17 )	1	(	-1 )	2	(	+1 )
バ		ス	来		自専	60 (	+1 )	1	(	+1 )	3	(	+2 )
		^	貸切	〕等	高速	85 (	-16 )	2	(	-1 )	4	(	-1 )
			貝 9.	J <del>T</del>	自専	22 (	+3 )	1	(	±0 )	1	(	+1 )
	,		タ	ク	高速	8 (	+6 )	1	(	+1 )	2	(	±0 )
/\	1		<i>y</i>	9	自専	7 (	-2 )	1	(	-5 )	2	(	+1 )
L	ラ			ク	高速	390 (	-35 )	82	(	+7 )	89	(	-23 )
۲	7		ツ	9	自専	119 (	-19 )	27	( -	-12 )	49	(	+12 )
		計			高速	698 (	-62 )	86	(	+6 )	97	(	-23 )
		āΙ			自専	208 (	-17 )	30	(	-16 )	55	(	+16 )

<sup>※()</sup>内の数値は、対前年増減数

[表6-2] 旅客自動車運送事業における事業の種類別の高速道路等において 重大事故により死傷した乗客数

事業	の種	類等		事故	女状況	死者数 (人)	重傷者数 (人)
			乗	合	高速	0	1
バ		7	*		自専	0	3
		ス	貸切	等	高速	0	0
			貝切	₹	自専	0	1
/\	1		タ	ク	高速	0	0
	1		•		自専	0	2
	計				高速	0	1
		āl			自専	0	6

#### (2) 高速道路等における事業の種類別の重大事故発生状況

令和元年中の高速自動車国道及び自動車専用道路等における事業の種類別、道路の種類別の重大事故件数は、図6-1に示すとおり、高速自動車国道、自動車専用道路等ともトラックが半数以上を占めている。

高速自動車国道 自動車専用道路等 バス [乗合] バス [乗合] 215件 60件 (30.8%)(28.8%) トラック 総件数 総件数 トラック 119件 208件 698件 (57.2%) (100.0%) 390件 (100.0%)(55.9%) バス [貸切等] バス [貸切等] 22件(10.6%) 85件(12.2%) ハイ・タク 7件(3.4%) \_ ハイ・タク 8件(1.1%)

〔図6-1〕 事業の種類別、道路の種類別の重大事故発生状況

#### (3) 事故種類別の重大事故発生状況

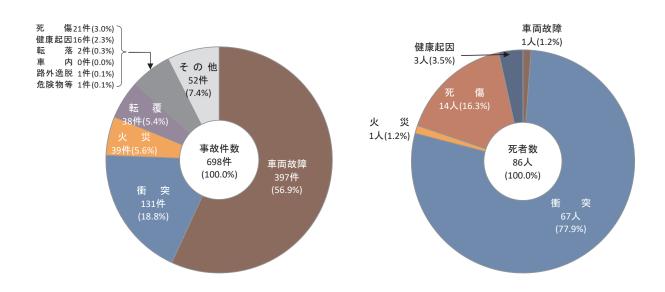
令和元年中の高速自動車国道及び自動車専用道路等における事故種類別の重大事故発生 状況及び事故種類別、道路の種類別の重大事故発生状況は、それぞれ表6-3及び図6-2 に示すとおりであり、高速自動車国道及び自動車専用道路等ともに、車両故障に続き、衝突 事故が発生件数、死者、重傷者数ともに最も多く発生している。

		_	(1)		于內主人				
				ョ	速自動車国	道	自動	协車専用道路	等
事故	(種類	項	目	件数 (件)	死者数 (人)	重傷者数 (人)	件数 (件)	死者数 (人)	重傷者数 (人)
車	両	故	障	397	1	0	107	0	0
衝			突	131	67	75	50	21	47
火			災	39	1	0	10	0	0
転			覆	38	0	6	7	1	0
死			傷	21	14	9	7	4	3
健	康	起	因	16	3	4	9	4	0
転			落	2	0	0	4	0	2
車			内	0	0	0	2	0	1
路	外	逸	脱	1	0	0	0	0	0
危	険	物	等	1	0	0	1	0	0
そ		の	他	52	0	3	11	0	2
		計		698	86	97	208	30	55

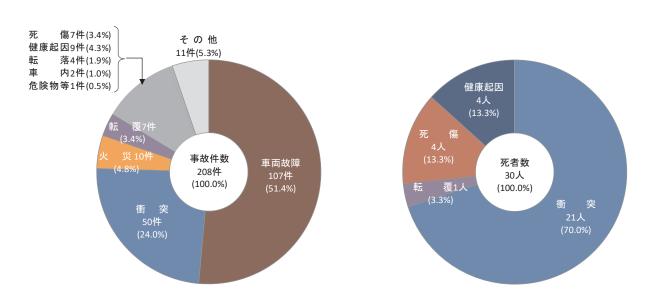
〔表6-3〕 事故種類別重大事故発生状況等

# 〔図6-2〕 事故種類別、道路の種類別の重大事故発生状況

# 高速自動車国道



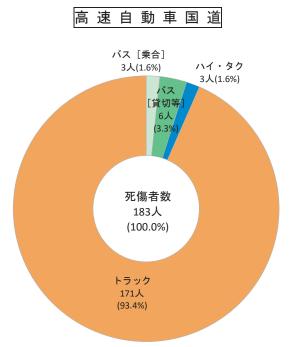
#### 自動車専用道路等

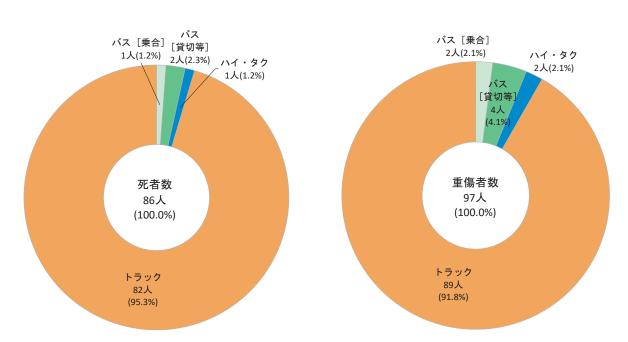


## (4) 事業の種類別、道路の種類別の死傷者数

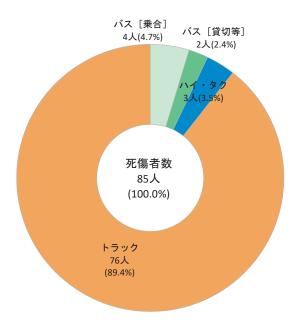
令和元年中の高速自動車国道及び自動車専用道路等における事業の種類別重大事故の死傷者数は、図6-3に示すとおり、高速自動車国道及び自動車専用道路等ともにトラックによるものが大部分を占めている。

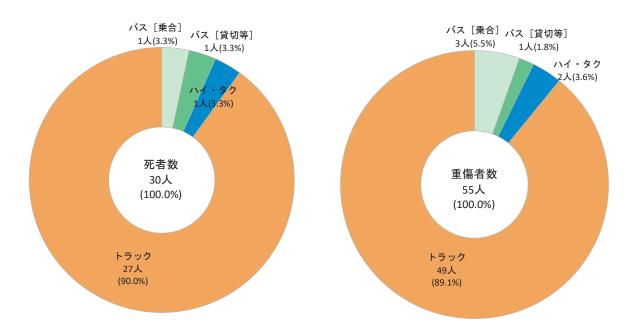
[図6-3] 事業の種類別、道路の種類別の死傷状況





# 自動車専用道路等





#### (5) 乗務員に起因する重大事故発生状況

# (ア) 事業の種類別の重大事故発生状況

令和元年中の高速自動車国道及び自動車専用道路等における乗務員に起因する重大事故のうち、事業の種類別の重大事故発生状況をみると、表6-4に示すとおり、トラックによる事故が大部分を占めている。また、旅客自動車運送事業における事業の種類別の高速道路等において重大事故により死傷した乗客数は、表6-5に示すとおりである。

[表6-4] 事業の種類別の重大事故発生状況(乗務員に起因するもの)

	事業の種類	バ	ス	ハイ・タク	トラック	合計
項目		乗合	貸切	ハイ・ダク	トラック	口前
重大	事故件数(件)	11 ( +1)	6 ( +2)	9 ( +2)	194 ( -32)	220 ( -27 )
死	死 者 数 (人)	1 ( +1)	3 ( +3)	2 ( -3)	45 ( -13)	51 ( -12 )
傷 状	重傷者数(人)	1 ( ±0)	5 ( +3)	4 ( +2)	86 ( -4)	96 ( +1 )
況	計 (人)	2 ( +1)	8 ( +6)	6 ( -1)	131 ( -17)	147 ( -11 )

※( )内の数値は、前年増減数

[表6-5] 旅客自動車運送事業における事業の種類別の高速道路等において 重大事故により死傷した乗客数 (乗務員に起因するもの)

事業の種類			バス		ハイ・タク	計	
項目				乗合	貸切	719-30	āΙ
死	死 者	数	(人)	0	0	0	0
死 傷 状 況	重傷者	数	(人)	1	1	2	4
	計		(人)	1	1	2	4

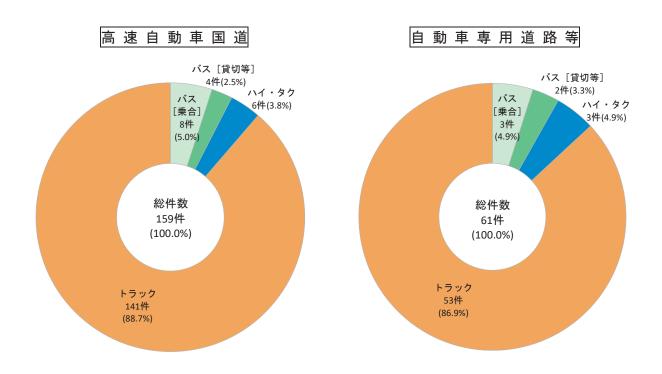
#### (イ) 事業の種類別、道路の種類別の重大事故発生状況

令和元年中の高速自動車国道及び自動車専用道路等における乗務員に起因する重大事故のうち、事業の種類別、道路の種類別の重大事故は、表6-6、図6-4、表6-7、図6-5、表6-8、図6-6に示すとおり、自動車専用道路等よりも高速自動車国道で多く発生しており、また、事業の種別ではトラックによる事故が大部分を占めている。

[表6-6] 事業の種類別、道路の種類別の重大事故発生状況(乗務員に起因するもの)

事業の種類	道路の種類	高速自動車国道 自動車専用道路等 (件) (件)		計 (件)	
バス	乗合	8	3	11	
	貸切等	4	2	6	
ハイ・タク		6	3	9	
トラ	ック	141	53	194	
Ē	†	159	61	220	

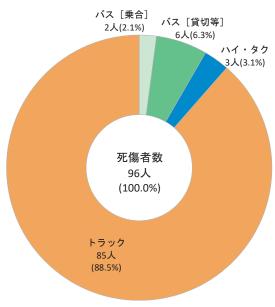
〔図6-4〕 事業の種類別、道路の種類別の重大事故発生状況(乗務員に起因するもの)

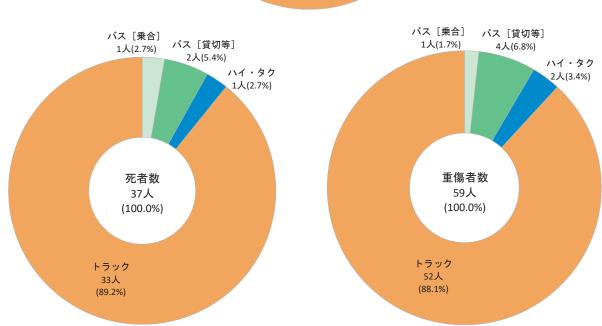


〔表6-7〕 高速自動車国道における事業の種類別の死傷者内訳

事業の種類	事故状況	死者数 (人)	重傷者数 (人)	計 (人)	
バス	乗合	1	1	2	
//~	貸切等	2	4	6	
ハイ・	タク	1	2	3	
トラ	ック	33	52	85	
計		37	59	96	

[図6-5] 高速自動車国道における事業の種類別の死傷者内訳(乗務員に起因するもの)

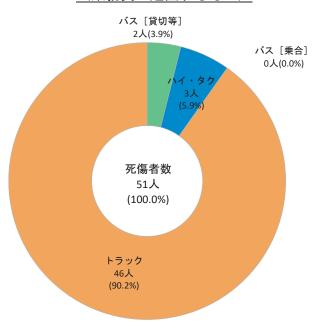


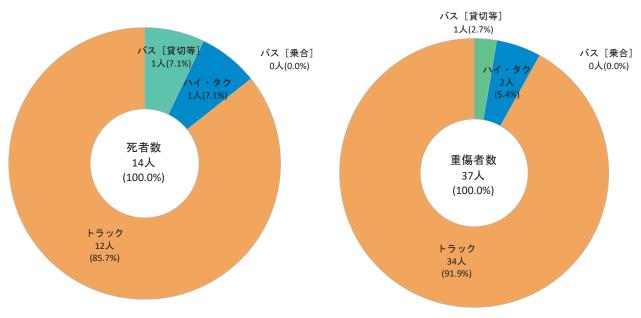


[表6-8] 自動車専用道路等における事業の種類別の死傷者内訳 (乗務員に起因するもの)

事業の種類	事故状況	死者数 (人)	重傷者数 (人)	計 (人)	
バス	乗合	0	0	0	
// /	貸切等	1	1	2	
ハイ・タク		1	2	3	
トラック		12	34	46	
計		14	37	51	

[図6-6] 自動車専用道路等における事業の種類別の死傷者内訳 (乗務員に起因するもの)





## (ウ) 事故種類別、道路の種類別の重大事故発生状況

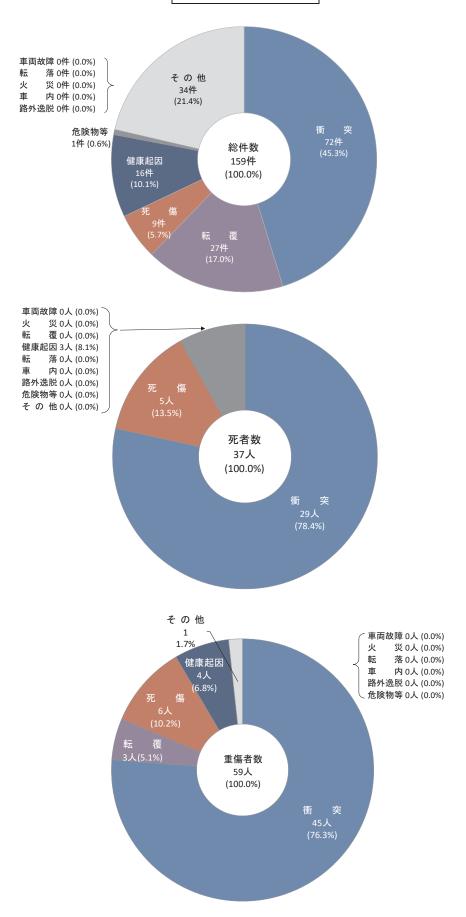
令和元年中の高速自動車国道及び自動車専用道路等における乗務員に起因する重大事故のうち、重大事故発生状況を事故種類別、道路の種類別にみると、表6-9、図6-7に示すとおり、高速自動車国道及び自動車専用道路等ともに衝突事故が最も多く発生しており、死者数および重傷者数についても、衝突事故によるものが多くなっている。

[表6-9] 事故種類別、道路の種類別の重大事故発生状況 (乗務員に起因するもの)

	項目		高速自動車国道			自動車専用道路等			
事故種類		件数 (件)	死者数 (人)	重傷者数 (人)	件数 (件)	死者数 (人)	重傷者数 (人)		
車	両	故	障	0	0	0	0	0	0
衝			突	72	29	45	28	7	31
火			災	0	0	0	1	0	0
転			覆	27	0	3	7	1	0
死			傷	9	5	6	4	2	2
健	康	起	因	16	3	4	9	4	0
転			落	0	0	0	3	0	1
車			内	0	0	0	2	0	1
路	外	逸	脱	0	0	0	0	0	0
危	険	物	等	1	0	0	0	0	0
そ	(	カ	他	34	0	1	7	0	2
	Ī	Ħ		159	37	59	61	14	37

# [図6-7] 事故種類別、道路の種類別の重大事故発生状況(乗務員に起因するもの)

# 高速自動車国道



# 自動車専用道路等

